

人権・同和教育教職員ハンドブック

みんなですすめる 人権・同和教育



香川県教育委員会

はじめに

21世紀は「人権の世紀」と言われ、すべての人の人権が守られ尊重される社会の一日も早い実現が強く求められています。

しかしながら、人権問題の現状を見たとき、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者など解決すべき人権課題が現存するとともに、インターネット上での誹謗中傷、性的少数者への差別、外国人に対するヘイトスピーチ、北朝鮮当局による拉致問題など、様々な人権侵害の発生も見られ、多様化する人権問題の解決に向けた取組が一層重要となっています。

これまで、国においては、2002(平成14)年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を、2008(平成20)年に「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」を公表し、人権教育に関する取組の一層の改善・充実を進めてきました。本県においては、「香川県同和教育基本方針」に基づき、学校教育と社会教育の両面から同和教育の積極的な推進に努めつつ、2003(平成15)年には「香川県人権教育基本方針」を策定し、同和教育がこれまで積み上げてきた成果を生かしながら様々な人権課題の解決を目指す人権・同和教育を推進しています。

本県の子どもを取り巻く現状を見ると、人権課題を起因とする生活の困窮や、家庭の教育力や地域社会の見守り機能の低下などを背景に、学校生活や家庭生活において困難な状況に直面している子どもがおり、引き続きすべての子どもたちの人権を保障する取組を進めていかなければなりません。

そのために教育の果たす役割は極めて大きく、すべての教職員は人権や人権問題についての深い理解と認識のもと、人権・同和教育に関する高い指導力を身に付け、人権尊重の精神に根ざした人間の育成に向けて、あらゆる場を通じて人権・同和教育の推進に努める必要があります。

この冊子は、すべての教職員が人権・同和教育を一層効果的に推進していただくことをねらいとして作成したものです。日々の教育実践の中で、広く活用されることを期待します。

2021(令和3)年3月

香川県教育委員会教育長 工代祐司

目 次

■ 質疑応答編

香川県人権教育基本方針について	1
1 香川県人権教育基本方針とはどのようなものですか	2
2 香川県人権教育基本方針の3つの柱とはどのようなものですか	3
3 人権を尊重する意欲や態度を育成する教育をどのように推進すればよい ですか	4
4 人権についての理解と認識を深める教育をどのように推進すればよいで すか	5
5 人権意識の基礎を培う教育をどのように推進すればよいですか	6
学校教育における人権・同和教育について	9
1 人権・同和教育とはどのような教育ですか	10
2 就学前教育では人権・同和教育をどのように進めますか	11
3 学校教育では人権・同和教育をどのように進めますか	12
4 人権・同和教育を推進するに当たって、教職員としてどのようなことに 留意すればよいですか	13
5 人権・同和教育をあらゆる場において進めるとはどのようなことですか ..	15
6 人権・同和教育に関する教職員研修はどのように進めたらよいですか	16
7 人権・同和教育主任の職務は何ですか	17
8 人権・同和教育の評価の観点にはどのようなことが考えられますか	18
様々な人権課題について	21
1 様々な人権課題にはどのようなものがありますか	22
2 女性に関する課題とは何ですか	23
3 子どもに関する課題とは何ですか	25
4 高齢者に関する課題とは何ですか	27
5 障害者に関する課題とは何ですか	28
6 同和問題に関する課題とは何ですか	29
7 外国人に関する課題とは何ですか	30
8 ハンセン病回復者・H I V感染者等に関する課題とは何ですか	31
9 インターネットによる人権侵害に関する課題とは何ですか	32
10 L G B T等に関する課題とは何ですか	33
11 新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別等とはどのようなものですか その他にどのような人権課題がありますか	34

■ 用語解説編

1	男女共同参画社会基本法	35
2	児童の権利に関する条約	36
3	いじめ防止対策推進法	37
4	高齢社会対策基本法	38
5	バリアフリーとユニバーサルデザイン	39
6	障害者差別解消法	40
7	「ケガレ」と「キヨメ」	41
8	江戸時代の身分制度	42
9	汚染一揆	43
10	太政官布告第 61 号（いわゆる「解放令」）	44
11	水平社創立宣言	45
12	高松結婚差別裁判事件	47
13	吉和中学校事件	48
14	同和対策審議会答申	49
15	全国高等学校統一用紙	50
16	えせ同和行為	52
17	登録型本人通知制度	53
18	部落差別解消推進法	54
19	ヘイトスピーチ解消法	55
20	ハンセン病	56
21	拉致問題	57
22	世界人権宣言と人権週間	58

■ 資料編

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	59
香川県人権教育・啓発に関する基本計画（抄）	60
香川県人権教育基本方針	72
香川県同和教育基本方針	73
人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]【概要】	74
香川における同和教育・人権教育のあゆみ	75

質 疑 応 答 編

香川県人権教育基本方針について
学校教育における人権・同和教育について
様々な人権課題について
一問一答形式でまとめました。

香川県人権教育基本方針 について

- 1 香川県人権教育基本方針とはどのようなものですか
- 2 香川県人権教育基本方針の3つの柱とはどのようなものですか
- 3 人権を尊重する意欲や態度を育成する教育をどのように推進すればよいですか
- 4 人権についての理解と認識を深める教育をどのように推進すればよいですか
- 5 人権意識の基礎を培う教育をどのように推進すればよいですか

◎ 用語の解説

○ 人権

人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利

○ 人権感覚

人権が擁護され実現されている状態を望ましいと感じ、人権が侵害されている状態をおかしいと感じること

○ 人権意識

人権に関する知識や技能のほか、偏見や差別に気付く感覚を持つことなど、日常生活の中で人権を尊重しようとする関心を持つこと

○ 参加体験型学習

具体的な体験や活動を通して試行錯誤しつつ身を持って学び、生活上必要な習慣や技能を身に付ける学習

○ 自尊感情

自分自身を価値ある存在だと感じることや自分を大切に思えること

1 香川県人権教育基本方針とはどのようなものですか

今世紀は、「人権の世紀」と言われています。この言葉には、二度の世界大戦や冷戦後の各地の局地紛争、経済開発優先による地球規模での深刻な環境破壊・環境汚染等により人類に多くの災いをもたらした 20 世紀の経験を踏まえ、全人類の幸福が実現する時代にしたいという全世界の人々の願望が込められています。

人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。人権は、すべての人間が人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、何よりも大切なものです。この人権の尊重こそが、すべての国々の政府とすべての人々の行動基準となるよう期待されるものなのです。

我が国の人権状況を見ると、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法のもとに、人権尊重の考え方は次第に定着しつつあると言えます。しかし、国内外から、公的制度や諸施策そのもののあり方に対して人権の視点からの意見があるほか、公権力と国民との関係や国民相互の関係において様々な人権問題が存在しています。また、社会の複雑化、人々の権利意識の高揚、価値観の多様化等に伴い、従来あまり問題視されなかった分野においても、各人の人権が強く認識されるようになってきました。

このような人権問題が存在する要因としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な古い習慣的な意識、心の豊かさよりも物の豊かさを追い求め重視する社会的風潮、社会における人間関係の希薄化等が挙げられます。そして、その根底には、一人一人に人権尊重の理念、すなわち、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと（人権共存の考え方）」についての正しい理解がいまだ十分に定着したとは言えない状況があることが指摘されています（「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」参照：資料編）。

香川県教育委員会では、これまで、同和教育については「香川県同和教育基本方針」に基づき、その推進に努めてきました。しかし、女性・子ども・高齢者などの様々な人権課題の解決と人権尊重意識の高揚に向けた人権教育の推進については、その指針となるものがなかったことから、これからの人権教育推進の基本的な考え方について示した「**香川県人権教育基本方針**」を 2003(平成 15)年 3 月 26 日に策定しました。

その後、国においては、人権教育のより一層の充実を求める機運に対し、「**人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]**」（以下「第三次とりまとめ」という）が、2008(平成 20)年 3 月に出されました。この「第三次とりまとめ」における「指導等の在り方編」や「実践編」を活用し、人権についての知的理解を深めるとともに人権感覚を十分に身に付けることが望まれています。

* なお、「第三次とりまとめ」については、香川県教育委員会人権・同和教育課のホームページ (<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/dowakyoiku/syokai/organization/kfvn.html>) でもダウンロードできます。

2 香川県人権教育基本方針の3つの柱とはどのようなものですか

人権が守られ尊重される社会を実現するためには、人権尊重に向けた意欲や態度を身に付けた人間を育成することが最も大切なことです。そのため、第1の柱として「**人権を尊重する意欲や態度の育成**」を掲げました。

そして、意欲や態度が育つためには、人権や人権課題に対する正しい知識や理解を身に付け、様々な人権課題の違いや共通性、人権問題解決の方法などを学ぶことにより、その理解と認識を深める必要があります。そこで、第2の柱として「**人権についての理解と認識の深化**」を掲げました。

さらに、こうした人権教育の取組を通じて、人々が人権感覚豊かで人権尊重の精神に満ちた人間となるためには、その基盤として人々の人権意識の形成が必要です。そして、人権意識形成のためには、自分自身を愛し肯定的に見る感情や、様々な差別や不合理を敏感にとらえる感性、相手の立場を考え人と人の心をつなぐ心のあり方など、人と接する上での基本的な感覚の醸成が大切です。そこで、第3の柱として、こうした「**人権意識の基礎を培うこと**」を掲げました。

香川県人権教育基本方針の3つの柱

(1) 人権を尊重する意欲や態度を育成する教育を推進する

一人一人が、人権問題の解決を自らの課題としてとらえ、人権が尊重される社会の実現に向け、課題解決のために積極的に行動しようとする実践力を身に付けることができるよう、主体的に取り組む体験活動を取り入れた学習などを実践しつつ、人権尊重への高い意欲や積極的な態度の育成をめざして、人権教育を推進する。

(2) 人権についての理解と認識を深める教育を推進する

一人一人が豊かな人権感覚をもち、人権や人権問題についての的確な思考力、判断力を身に付けることができるよう、人権の意義や様々な人権課題に関する学習などを実践しつつ、人権についての正しい理解と認識の深化をめざして、人権教育を推進する。

(3) 人権意識の基礎を培う教育を推進する

自分の大切さを自覚し、誇りをもつことが、人権意識の形成に大きく寄与することから、自己をかけがえのない存在として認識する中で、人権がすべての人に保障されていることについての理解を深めることができるよう、相互の違いも含め認め合うことのできる仲間づくりや、一人一人の人権を大切にした教育を実践しつつ、人権意識を身に付けるための基礎を培うことをめざして、人権教育を推進する。

3 人権を尊重する意欲や態度を育成する教育をどのように推進すればよいですか

1994(平成6)年の第49回国連総会において事務総長が報告した「人権教育のための国連10年」行動計画では、人権教育とは「知識とスキルを分かち伝え、態度をはぐくむことを通じて、人権の文化を世界中に築き上げることを目的とする教育・訓練・情報提供のとりくみである」と定義されており、「知識とスキル」の修得を基盤として、「態度」形成を図ることが重要であると解釈できます。

人権を尊重する行動につなぐためには、「**人権を尊重する実践力**」を身に付けることが大切です。「人権を尊重する実践力」とは、人権問題に対する正しい思考力・判断力、豊かな人権感覚、人権を尊重しようとする実践意欲や態度を包括した内面的な力ととらえます。中でも、行動につなぐ直接的な力として、人権を尊重しようとする実践意欲や人権を尊重する態度が重要です。これらを育成するためには、具体的実践の場における学習が大切です。実際に行動し、また、それを振り返ることを繰り返すことにより、意欲や態度は更に向上していきます。

そして、学習した以外の人権課題についても、具体的な行動につながる意欲や積極性を身に付けることにつながり、将来、人権問題に直面したとき、解決に向けた正しい行動をとることができるようになります。

意欲や態度の形成を図るためには、次のような教育活動が考えられます。

活 動	期待される意欲や態度の形成
福祉施設等でのボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> ○自発的に参加することで、人権問題について考えようとすることができる。 ○様々な人権課題について、現状の中で自分ができることを体感することができる。
人権集会での意見発表	<ul style="list-style-type: none"> ○意見表明することにより、自分の人権問題に対する考えや立場を明らかにできる。
学習内容についての家庭での話し合い	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の考えを近親の人々に伝えることにより、社会の一員としての自覚を持つことができる。 ○人権問題について家族が間違った考えを持っていた場合、それを改めようとする行動をとることができる。
人権に関する行事などへの目的意識を持った積極的な参加	<ul style="list-style-type: none"> ○人権週間、同和問題啓発月間などの各種行事に、関心を持って自主的に参加することにより、見識を広め、自分のあり方を発見することができる。

なお、これらの取組は、単発的に行われたのでは大きな効果は期待できません。学校（園・所）で、学校行事や総合的な学習の時間等を核にして継続的で一貫性のある取組を行うことが必要です。また、関係機関・諸団体が計画する行事等の積極的な活用も大切です。

4 人権についての理解と認識を深める教育をどのように推進すればよいですか

人権を尊重しようとする実践意欲や態度を高めるためには、**豊かな人権感覚**とともに**人権問題に対する的確な思考力と判断力**を身に付ける必要があります。

これらを身に付けるためには、具体的な場面において、何が正しくて、何が間違っているかを見極め、どのように対処することが望ましいかを的確に判断するための学習が大切です。そして、そのためには、人権についての理解と認識を深めることが必要です。

人権についての理解と認識とは、様々な人権課題について、その実態や原因、歴史的経緯などから多角的にとらえて、個々の人権課題が抱える固有の問題を明らかにすること、それらを総合的に考えて人権の意義を明らかにすることです。また、当事者の心情を理解することなどから、豊かな感性を育成することも理解と認識の一つととらえます。

ともすれば知的理解のみにとどまっていたのではないか、「なぜ差別はいけないのか」という観点が疎かになってはいなかったかなど、日々の実践を省み、教育内容を高めていくことが大切です。

理解や認識の深化を図るためには、次のような教育活動が考えられます。

活 動	期待される理解や認識の深化
読み物資料に基づく人権学習	<ul style="list-style-type: none"> ○個々の人権課題について、問題の本質をとらえることができる。 ○個々の人権課題に関係する当事者の思いと願いに触れることにより心情を高めることができる。
人権フィールドワーク (聞き取り・交流など)	<ul style="list-style-type: none"> ○個々の人権課題に関して、現地で学習することにより直接的な体験ができる。 ○個々の人権課題に関係する当事者との交流を通して、その思いと願いに直接触れ、人権感覚を高めることができる。 ○当事者に自分の考えを伝えることにより、自分の認識の正誤を確認できる。
当事者による講演会	<ul style="list-style-type: none"> ○個々の人権課題に関係する当事者との交流を通して、その思いと願いに直接触れ、人権感覚を高めることができる。 ○当事者に自分の考えを伝えることにより、自分の認識の正誤を確認できる。
心情理解のための疑似体験	<ul style="list-style-type: none"> ○個々の人権課題に関する疑似体験により、当事者の苦勞と思いに気づき、その改善策を考えることができる。

なお、ワークショップ形式を中心とした**参加体験型学習**は、人権についての考えを広め、スキルを身に付ける場としても、人権尊重への意欲や態度を育成する場としても非常に有効な学習活動です。その際、育てたい力は何かを明確にして取り組むことが必要です。

5 人権意識の基礎を培う教育をどのように推進すればよいですか

人権意識とは、特に意識することなく人権を尊重しようとする心のあり方と考えます。つまり、人権を尊重しようという明確な目的を持たなくても、当然のように人権に配慮した態度や行動をとろうとする日常的な意識のことです。例えば、目の不自由な人や高齢者が道路を横断しようとして困っているとき、自然な態度で車の流れを止めて渡ることを手伝おうとすることなどが挙げられます。

これは、かけがえのない存在として自己を認識することやすべての人に人権が保障されているということの認識の高まり、お互いを大切にできる感情の中などで形成されるものであり、真に人権尊重の精神が育成されるための最も基本的で大切な意識であると考えます。

かけがえのない存在として自己を認識することとは、自分の存在を肯定的に認識する**自尊感情（自己肯定感）**を高めることです。自分の価値や能力についての感覚や感情が高まらないと、人をうらやんだり、依存的になったり、自分を責めたり卑下したりする行動につながります。時には放漫になったり、他に責任を求めたりすることもあります。そして、自尊感情の高まりがなければ、すべての人に人権が保障されていることの認識の高まりやお互いを大切にできる感情を身に付けることを望むことはできません。

このため、すべての教育活動や生活全般を通じて、自分を見つめ、他をよく知り、自分が集団の中で大切にされている、役に立っているという感覚を高めることが大切です。

そして、教職員は、幼児児童生徒一人一人を十分に理解するとともに、成長を阻む言動は厳に慎み、人権に十分配慮した教育活動や学校経営に努めなければなりません。

人権意識の基礎を培うためには、次のような教育活動が考えられます。

活 動	期待される人権意識の基礎の定着
互いに認め合う集団づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○お互いの違いを認め、一人一人の持つ悩みを共有し、解決を図ろうとすることができる。 ○お互いの違いを認め、一人一人の適性を生かした集団での役割を考え、支援することができる。
一人一人を大切にする中で、信頼感を築き合う教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ○相手の気持ちを考えた言動をとることができる。 ○時には厳しい指摘を受けても、素直に受け入れて自分の改善につなぐことができる。
学習者の成長を阻害する要因（無視や暴力など）の除去	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の考えを主張するときに、相手を非難することを控えた発言をすることができる。 ○よき競争相手として、お互いの力を伸ばし合うことができる。

なお、**参加体験型学習**は、お互いの考えを主張し、受容する態度を育成する場としても有効です。日常の生活につながる幼児児童生徒への支援を考えて取り組むことが大切です。

香川県人権教育基本方針

世界人権宣言は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」とうたい、自由や権利の保持が人類普遍の原理であることを明らかにした。そして、世界中で、人権を守るための様々な取組が行われる中、人権教育の重要性の高まりを受け、「人権教育のための国連10年」が決議された。

我が国でも、日本国憲法において、法の下での平等を掲げ、自由権や生存権、教育を受ける権利、勤労の権利等の基本的人権の享有をすべての国民に保障することを明記し、これまでも様々な施策が講じられてきた。しかしながら、今なお、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、H I V感染者やハンセン病元患者等に関する人権侵害など、様々な人権課題が依然として存在している。さらに、国際化、情報化などの社会の急激な変化に伴い、新たな人権侵害も発生している。

これらの課題解決を通じて、真に人権が尊重され、差別のない社会を実現するためには、私たち一人一人が、人権や人権問題について、自らのこととして真摯に考え、積極的に行動することが必要である。そして、その取組を通じて人権尊重の精神を一つの文化にまで高めるよう努めなければならない。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育の推進が強く求められる中、すべての人が生涯にわたり、人権についての理解と認識を深め、人権を尊重する意欲や態度を身に付けていくために、教育の果たす役割は一層、重要となっている。

以上のような観点に立って、香川県教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法 の精神にのっとり、また、同和教育がこれまで積み上げてきた成果を生かしながら、人権尊重意識の高揚を図ること、及び人権課題の解決と人権が尊重される社会の実現をめざす実践力に富む人間の育成を目的として、学校教育と社会教育のあらゆる場を通じて、次のように人権教育を推進する。

1 人権を尊重する意欲や態度を育成する教育の推進

一人一人が、人権問題の解決を自らの課題としてとらえ、人権が尊重される社会の実現に向け、課題解決のために積極的に行動しようとする実践力を身に付けることができるよう、主体的に取り組む体験活動を取り入れた学習などを実践しつつ、人権尊重への高い意欲や積極的な態度の育成をめざして、人権教育を推進する。

2 人権についての理解と認識を深める教育の推進

一人一人が、豊かな人権感覚をもち、人権や人権問題についての的確な思考力、判断力を身に付けることができるよう、人権の意義や様々な人権課題に関する学習などを実践しつつ、人権についての正しい理解と認識の深化をめざして、人権教育を推進する。

3 人権意識の基礎を培う教育の推進

自分の大切さを自覚し、誇りをもつことが、人権意識の形成に大きく寄与することから、自己をかけがえのない存在として認識する中で、人権がすべての人に保障されていることについての理解を深めることができるよう、相互の違いも含め認め合うことのできる仲間づくりや、一人一人の人権を大切にされた教育を実践しつつ、人権意識を身に付けるための基礎を培うことをめざして、人権教育を推進する。

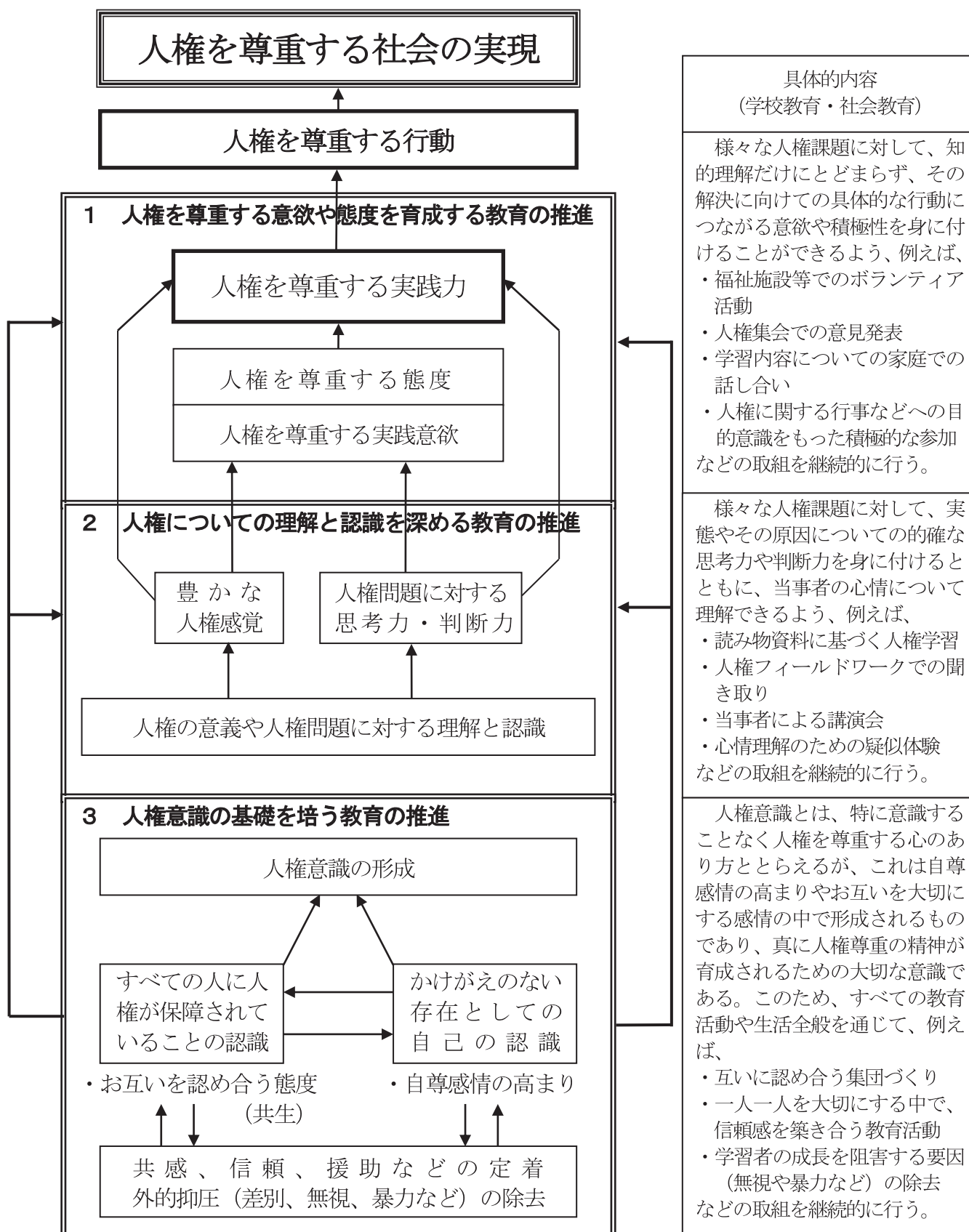
人権教育の推進に当たっては、学習者や地域社会の実態に配慮しつつ、学校教育と社会教育の密接な連携、及び国・市町等との有機的な協力関係のもと、積極的かつ計画的に取り組むことが重要である。そして、指導方法の改善や実践に対する評価、教職員・社会教育関係職員等への研修及び指導者の養成などを通じて、その一層の充実・発展に努めなければならない。

(平成 15 年 3 月 26 日)

(参 考)

人権教育概念図

(香川県人権教育基本方針)



学校教育における 人権・同和教育について

- 1 人権・同和教育とはどのような教育ですか
- 2 就学前教育では人権・同和教育をどのように進めますか
- 3 学校教育では人権・同和教育をどのように進めますか
- 4 人権・同和教育を推進するに当たって、教職員としてどのようなことに留意すればよいですか
- 5 人権・同和教育をあらゆる場において進めるとはどのようなことですか
- 6 人権・同和教育に関する教職員研修はどのように進めたらよいですか
- 7 人権・同和教育主任の職務は何ですか
- 8 人権・同和教育の評価の観点にはどのようなことが考えられますか

1 人権・同和教育とはどのような教育ですか

人権教育とは

人権教育とは、「**人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動**」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条）のことであり、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない」（同第3条）と基本理念が掲げられています。そこで、人権尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ学校教育及び社会教育を通じて推進されています。

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指して、自ら学び、自ら考える力や、豊かな人間性等を培う教育活動を推進する中で、教育活動全体を通じて幼児児童生徒の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っています。

また、社会教育では、生涯学習の視点に立って、学校（園・所）外において、幼児から高齢者に至るまで、それぞれのライフステージにおける多様な教育活動を通じて、人権尊重の意識を高める取組を行っています。

同和教育とは

同和教育とは、「**法のもとの平等の原則に基づき、社会の中に根づく残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫ぬく**」（「同和对策審議会答申」）ことを中心的課題として行われる教育のことです。この教育では、「同和地区の教育を高める施策を強力に推進するとともに個人の尊厳を重んじ、合理的精神を尊重する教育活動」を行うことや、また、「同和地区に限定された特別の教育ではなく、全国民の正しい認識と理解」が求められています。そして、同和地区の有無に関係なく、すべての学校（園・所）のあらゆる教育活動、社会教育のあらゆる機会を通じて行われるようになりました。特に、学校（園・所）においては、学校（園・所）の主体性に基づき、地域の実態を踏まえ、教育の中立性に配慮しながら、保護者の理解と協力のもとに組織的、計画的に行っています。

同和教育を通して培われた人権感覚は、他の人権課題の不合理を見抜き、すべての人権問題を解決する取組へとつながるものと考えられます。

人権・同和教育とは

こうしたことから、**同和問題を人権課題の重要な柱として位置付け、様々な人権課題の解決を目指す教育**を人権・同和教育と決めました。人権・同和教育は、同和教育がこれまで積み上げてきた成果を生かしながら人権意識の高揚を図るとともに、人権課題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指す実践力に富む人間の育成を目的としています。

2 就学前教育では人権・同和教育をどのように進めますか

幼児期は、人間関係の基礎が培われる極めて大切な時期であり、この時期に人権尊重の精神の芽生えを促し、育んでいくことは、幼児のその後の成長にとって、たいへん重要なことです。

就学前教育の基本は、幼児一人一人の特性に応じて発達課題に即した指導を行うことです。そして、自己をかけがえのない存在と認識する自尊感情を高めるとともに、相手を尊重する気持ちを持って行動する態度を育てるなど、差別を生み出すことのない人間関係の基礎をつくるのが大切です。

具体的指導に当たっては、特に次の点への配慮が必要です。

豊かな心を育てる

幼児は自分以外の幼児の存在に気付き、友達とのかかわりが活発になります。一人一人の幼児が相互にかかわることを通して、自分は受け入れられている、見守られているという安心感が培われます。また、自己と他者の違いに気付き、他者への思いやりが深まり、集団への参加意識が高まり、しだいに自律性を身に付けていきます。更に、他者とのかかわりの中で、自分が好き、友達が好きという気持ちが育っていきます。

適切な環境を整える

幼児は、遊びの中で、全身で物事に取り組み、様々なことを体験することにより、総合的な発達の基礎を築いていきます。そのために、教職員や他の幼児との温かいふれあいの場や、幼児が主体的に体を動かすことのできる場を設定するなど、適切な環境を整えるのが大切です。

一人一人に応じた指導を行う

幼児は、一人一人の家庭環境や生活体験に違いがあります。そのため、幼児一人一人の環境の受け止め方や見方、環境へのかかわり方も異なっています。教職員は、幼児一人一人のものの見方や考え方、感じ方などを理解し、それらの特性やその幼児が抱えている発達課題に応じた指導をすることが大切です。

保護者の教育力を高める

子どもは、家庭や地域の中で成長していきます。特に周囲の環境からの影響が大きい幼児期においては、幼児を取り巻く様々な人々が互いに協力し、幼児の成長に継続的にかかわっていくのが大切です。

しかし、昨今、子育てに悩み、虐待など幼児の健やかな成長を阻むことも増えていることから、保護者学級や日常の保護者との会話の中で、人権意識を高め、保護者の教育力を向上させる取組も大切です。

3 学校教育では人権・同和教育をどのように進めますか

学校では、様々な人権課題に対する正しい認識を深め、互いの人権を尊重し、偏見や差別をなくそうとする意欲と実践力を持った人間を育てることをねらいとして、次の視点に立って人権・同和教育を進めることが大切です。

理解・認識の深化と意欲や態度の育成

学校では、各教科や特別の教科 道徳（以下：道徳）、特別活動、総合的な学習（探究）の時間等、様々な場面における人権・同和教育を通じて、人権や人権課題に関する科学的・合理的な見方や考え方ができ、豊かな感性を身に付けた児童生徒を育成することが大切です。そして、学んだことを実践に結びつけようとする意欲や態度を育てるために、児童生徒が主体的に取り組めるよう、学習内容を充実させたり、学習方法を工夫したりすることが必要です。

人権意識の基礎の育成

児童生徒が自己をかけがえのない存在として認識する中で、人権がすべての人に保障され、尊重されなければならないということが認識できるように、自尊感情の育成を図ることが大切です。そのため、いじめや仲間はずれのない、児童生徒が安心して楽しく学ぶことのできる環境を整え、互いに認め合うことのできる仲間づくりを進めることが必要です。

家庭・地域等との連携

家庭や地域に人権・同和教育の重要性を啓発し、家庭や地域と協力して人権・同和教育を進めることが大切です。地域の人々との交流などを通じて信頼関係を築き、学校・家庭・地域が一体となって人権・同和教育を推進することにより、効果は一層高まります。また、次に示した児童生徒の発達段階に応じたねらいを考慮しながら、各学校が連携し、系統性、一貫性のある指導を行うことも必要です。

校 種	ね ら い
小 学 校	身のまわりにある偏見や差別に気付き、だれに対しても公平・公正であり、人権尊重の精神に基づいた望ましい人間関係を築こうとする意欲や態度の育成を目指す。
中 学 校	人権尊重に基づいた望ましい人間関係を構築しながら、科学的、合理的な精神を培い、様々な人権問題を解決しようとする意欲や態度の育成を目指す。
高 等 学 校	中学校までの学習を基盤にして、さらに科学性、合理性に裏付けられた問題探究の態度を育成するとともに、自己の尊厳を確かめ、同時に他人の尊厳を守り育てながら、望ましい社会の一員としての自覚を高めることを目指す。
特別支援学校	幼児児童生徒一人一人の発達段階や特性などに応じた人権意識、人権感覚、人権尊重の意欲や態度の育成を目指す。

4 人権・同和教育を推進するに当たって、教職員としてどのようなことに留意すればよいですか

人権・同和教育は、特定の教科や担当の教職員に任せておけばよいというものではありません。それぞれの学校（園・所）において人権・同和教育の目標を定め、すべての教職員が一体となって推進していくことが必要です。

教職員には、自らの人権意識を高めるとともに、人権・同和教育を実践するために、教職員としての資質向上を図ることが求められています。すべての教職員が確かな人権感覚を持ち、偏見や差別に気付くとともに、人権課題の解決や人権尊重社会の実現を自らの課題としてとらえ、日々の実践を通して人権を尊重する人間を育てるよう努めなければなりません。その中で、教職員自身の幼児児童生徒に対する言動が人権侵害につながっていないか常に省みることも、一人一人の人権を大切にされた学校教育を実践するために重要なことです。

また、人権・同和教育の推進に当たっては、学校（園・所）が主体性を持ち、家庭や地域、関係機関等と協力・連携しながら進めることが大切です。

「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」では、「学校での人権教育については、その内容や手法が、ともすると知識・理解の面にとどまる傾向があるため、豊かな人権感覚が十分には育ちにくいこと、教職員の人権尊重理念についての認識を更に高める必要があること等の課題が指摘されています。」とあります。

それらの課題を踏まえ、人権・同和教育を推進するに当たっては、「香川県人権教育基本方針」や「香川県同和教育基本方針」等に基づき、次の点に特に留意する必要があります。

留 意 事 項	
教職員自らが資質・能力を高める	すべての教職員が、人権尊重の理念について十分な認識と、人権教育に関する高い指導力を持ち、人権尊重の精神に根ざした学校教育を展開できるよう、各自が研修に努めることが必要です。
教職員の共通理解の下に、人権・同和教育を推進する	人権・同和教育を推進する上で、教職員の共通理解が大切です。すべての教職員が全体計画や年間指導計画について共通理解するとともに、校（園・所）内の人権・同和教育推進委員会等の活用を図るなど、学校（園・所）の推進体制を充実させていくことが大切です。
人権に配慮した教育指導や学校（園・所）運営に努める	幼児児童生徒に人権尊重の精神を涵養していくためにも、教職員が自らの言動に潜む決めつけや偏見がないか、一人一人を大切にできているかを見つめ直すなど、人権に配慮した教育指導や学校（園・所）運営に努めることが大切です。

留 意 事 項	
校種間や社会教育等との連携を深めて、人権・同和教育を推進する	<p>人権・同和教育を効果的に推進するためには、家庭や地域、社会教育などあらゆる場と機会を通して実施されることが不可欠であり、関係機関相互の共通理解のもと取り組むことが大切です。</p> <p>保護者や地域の人々のものの見方・考え方は、直接、幼児児童生徒に影響を与えることから、それぞれが人権意識や人間性を高め、日常生活を通じて自らの姿勢で人権を尊重する姿を子どもに示していくことが望まれます。そのような機会を増やすためにも、学校（園・所）から積極的に働きかけていく必要があります。</p>
幼児児童生徒や地域の実態を踏まえ、発達段階に即した人権・同和教育を推進する	<p>人権・同和教育を推進する上では、それぞれの幼児児童生徒の発達段階や地域の実態に即して指導内容や方法を工夫することが大切です。そのためには、普段から幼児児童生徒や地域の実態把握に努めておく必要があります。</p>
教育内容を改善する	<p>人権・同和教育の目的を達成するには、人権や人権擁護に関する内容と意義についての知的理解を深化することと、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し共感的に受けとめられる人権感覚を育成することが必要です。これまでは、「人権に関する知的理解」の学習か「人権感覚」の学習のどちらかに偏った取組も見られましたが、「車の両輪」のように双方のバランスを取りながら取組を推進していくことが重要です。</p>
効果的な手法や多様な機会の提供に努める	<p>学校（園・所）における指導方法の改善を図るため、効果的な実践事例や学習教材などについて、情報収集や研究を行い、実践していくことが必要です。また、すべての教育活動の様々な機会において、人権尊重の精神の涵養を図ることができるように努めることが必要です。</p>
評価を踏まえた取組を推進する	<p>人権・同和教育を効果的に推進するためには、取組の必要性や有効性等を客観的に評価し、指導内容の改善等を通じて、今後の取組に反映させることが重要です。</p>

5 人権・同和教育をあらゆる場において進めるとはどのようなことですか

学校（園・所）における人権・同和教育は、すべての幼児児童生徒の人権意識を高め、同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決しようとする意欲や態度、実践力を育成するところにねらいがあります。

人権・同和教育は、特設した人権に関する学習の時間にだけ行えばよい、というものではありません。それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指して、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育活動を組織的・計画的に実施する中で、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習（探究）の時間等、学校（園・所）の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行わなければなりません。そのためには、学校（園・所）のすべての教育活動を人権・同和教育の視点から見直し、学校教育の中に人権・同和教育を明確に位置付け、全教職員の共通理解のもと、組織的・計画的に推進することが大切です。また、学校（園・所）のすべての教育活動において、人権に配慮した指導が行われることは言うまでもありません。

「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」においても、「学校教育においては、学校（園・所）における推進体制を確立するとともに、人権教育を教育計画に位置づけた上で、保育や各教科、道徳、特別活動等の特質に配慮しながら、これまでの同和教育の成果を生かしつつ、（中略）教育活動全体を通じて推進します。」とあります。

各学校（園・所）においては、管理職が中心となり、校（園・所）内人権・同和教育推進委員会を設置し、その活用を図るなど、人権・同和教育を推進するための体制を整えることが必要です。

そして、目指す人間像や、身に付けたい力の分析等を全教職員で行い、入学から卒業までを見通した教育目標及び全体計画を作成するとともに、学年・学級の目標や努力点を明確にすることが大切です。

また、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習（探究）の時間等、それぞれの目標や内容を人権・同和教育の視点から検討し、それぞれの役割を明らかにして年間指導計画を作成する必要があります。さらに、休憩時間や清掃、給食などの時間は、学習したことが生かされる日常的な実践の場であり、友達に対して偏見を持ったり、仲間はずれにしたりすることのないよう、互いに支え合い、共に高め合う仲間づくりを進める機会としても重要です。

このように、幼児児童生徒の発達段階に即し、教育活動全体を通じて人権・同和教育を推進することが重要です。

また、学校（園・所）内だけでなく、家庭や地域との連携の中で人権・同和教育を推進することも重要です。保護者に対する啓発や、地域社会との交流などを通じて人権・同和教育を進めるために、学校（園・所）の果たすべき役割が期待されています。

6 人権・同和教育に関する教職員研修はどのように進めたらよいですか

教職員は、公務員や警察職員等と同じく、人権にかかわりの深い特定の職業です。特に、学校教育のあらゆる場を通じて、人権を尊重する意欲や態度を身に付けた幼児児童生徒を育成するという役割の重要性から、すべての教職員が人権尊重の理念を十分理解した上で教育活動に従事する必要があります。

そして、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決のために教育の果たすべき役割の重大さを認識するとともに、人権問題の解決を自らの課題とすることができるよう、計画的・継続的に教職員研修を行うことが必要です。

その際、学校（園・所）の教育方針や教育目標に基づくとともに、人権・同和教育実践上の課題を踏まえ、研修の内容を具体的に決定することが大切です。そして、計画・実践・評価の流れの中で検討を重ね、研修の効果を高めなければなりません。

なお、研修を進めるに当たっては、次の事項を踏まえることが必要です。

- 管理職が中心となり、差別の現実から学ぶ研修等を通して、すべての教職員が人権・同和教育に対する理解と認識を深めることにより、その資質及び指導力の向上を図る。
- すべての教職員が一体となって取り組むための研修体制を確立し、研修の活性化に努める。
- 教職員が主体的に研修に参加し、人権意識の一層の高揚を図ることができるよう、参加体験型学習の手法を取り入れるなど、研修内容や方法を工夫する。
- 幼児児童生徒に対する人権・同和教育をより充実させるため、家庭や地域社会、関係機関等との連携を深めるとともに、効果のある保護者啓発の内容と方法を工夫する。
- 研修や啓発の充実のため、人権・同和教育に関する資料を開発・整備し、効果的な活用を図る。

教職員研修の必要性-人権尊重の理念の理解と研修を通じて身に付けたい資質や能力-

- 学校における人権教育を進めて行く上では、まず、教職員が人権尊重の理念について十分理解し、児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりに努める必要がある。
- 「教師が変われば子どもも変わる」と言われるように、教職員の言動は、日々の教育活動の中で児童生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼし、豊かな人間性を育成する上でもきわめて重要な意味を持つ。
- 教職員においては、児童生徒の心の痛みに気付き、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身に付けるよう、常に自己研鑽を積み重ねなければならない。 「第三次とりまとめ」在り方編（P37）

7 人権・同和教育主任の職務は何ですか

人権・同和教育主任について、「香川県立学校の管理運営に関する規則」には次のように規定されています。

(人権・同和教育主任)

第 17 条の 2 学校には、人権・同和教育主任を置く。ただし、次項に規定する人権・同和教育主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、人権・同和教育主任を置かないことができる。

2 人権・同和教育主任は、校長の監督を受け、人権教育及び同和教育に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 人権・同和教育主任は、その学校の教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

この規定については、各市町の「管理運営規則」でも同様に定められています。

人権・同和教育主任の職務としては、具体的には、次のことがらが挙げられます。これらの職務を通じて、学校における人権・同和教育の推進についてリーダーシップを発揮することが必要です。

- 人権・同和教育推進体制の確立
- 人権・同和教育指導計画の立案
- 人権・同和教育に関する教職員研修の実施
- 人権・同和教育に関する資料整備
- 人権・同和教育に関する家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携 など

これらの職務を進めるに当たっては、人権・同和教育主任は、校内においては管理職をはじめ、教務主任、現職教育主任、学年主任等の各主任との連絡調整を行うことが必要です。また、校外においては県・市町教育委員会や人権・同和教育推進を目的とした関係諸機関との連絡調整及び学校間、校種間の連携を行うことが大切です。

さらに、校内での人権学習や同和问题学習などについては、長期的な展望を持ち、一貫した指導が行えるように計画し、実践する必要があります。近年では、参加体験型学習などの体験的学習も広く取り入れられるようになりましたが、児童生徒が、よく発言する、活動的であるといった理由だけで取り組むのではなく、児童生徒に何を身に付けさせたいのか、どのような力を育てたいかなど、ねらいを明確にして実践することが大切です。

8 人権・同和教育の評価の観点にはどのようなことが考えられますか

人権・同和教育を一層充実させるためには、各学校（園・所）が人権・同和教育の推進体制や実践内容等について、そのあり方を見直していく必要があります、そのために評価を行うことが特に重要です。人権・同和教育が適切に推進され、目標が達成できたかどうかを、すべての教職員が、それぞれの立場から確かめることにより、実践のあり方を見直し、改善していくことが必要です。

ともすれば、前年度の取組をそのまま繰り返すことになりがちですが、取組の必要性や有効性等を客観的に評価し、今後の取組に反映できるよう、工夫改善していくことが求められます。

評価については、あらかじめ学習プログラムを決定するときなどに、評価の視点、方法、場面等を決めておくことが望まれます。また、教職員による評価だけでなく、幼児児童生徒による自己評価や相互評価、保護者等による評価を積極的に取り入れることも必要です。

評価の観点の例としては、次のようなものが考えられます。

	評 価 の 観 点		評 価
【実態の把握】	1	人権に関する幼児児童生徒の意識や行動について把握しているか。	
	2	幼児児童生徒の学習や生活の実態を把握しているか。	
	3	人権に関する保護者の意識や行動について把握しているか。	
【目標・方針】	1	学校教育の目標や方針の中に、人権・同和教育の視点が明示されているか。	
	2	人権・同和教育目標を具体化するための努力事項などが明らかにされているか。	
	3	人権・同和教育目標がすべての教職員に理解され、実践に結びついているか。	

	評 価 の 観 点		評 価
【推進体制】	1	校（園・所）内の人権・同和教育推進委員会などの推進組織が整備され、機能しているか。	
	2	人権・同和教育を推進する全体計画が具体的に立てられているか。	
	3	学校（園・所）の課題解決に向けた取組がなされているか。	
	4	教職員研修が全体計画の中に位置付けられているか。	
	5	人権・同和教育に関する資料が計画的に整備されているか。	
	6	校種間連携による保・幼・こ・小・中・高の一貫した取組が進められているか。	
【指導内容】	1	人権を尊重する意欲や態度を育成する教育を推進しているか。	
	2	人権についての理解と認識を深める教育を推進しているか。	
	3	人権意識の基礎を培う教育を推進しているか。	
【教職員研修】	1	人権・同和教育についての正しい認識と共通理解がなされているか。	
	2	研修内容が学校（園・所）の課題に沿ったものになっているか。	
	3	研修内容や方法に工夫がなされているか。	
	4	資料や教材が効果的に活用されているか。	
	5	差別事象など、人権問題が生じた場合の対応について、共通理解ができているか。	
【保護者啓発】	1	P T Aの全体研修会や学年・学級研修会など、計画的な啓発がなされているか。	
	2	学校（園・所）・学級だよりやP T Aだよりの発行など、啓発方法を工夫しているか。	
	3	授業参観や学級懇談会、家庭訪問など、機会をとらえて人権・同和教育についての理解を図っているか。	

	評 価 の 観 点		評 価
【学年・学級経営】	1	人権・同和教育が学級経営目標の中に位置付けられているか。	
	2	教育上配慮や支援を要する幼児児童生徒をはじめ、一人一人が大切にされているか。	
	3	幼児児童生徒一人一人の人権に配慮した教育が行われているか。	
	4	家庭訪問等を通じて、保護者との連携が積極的に図られているか。	
【教科指導等】	1	人権・同和教育の視点に立ち、各教科等の指導目標や年間指導計画が立てられているか。	
	2	幼児児童生徒一人一人が主体的に学習できるよう工夫がなされているか。	
	3	教育上配慮を要する幼児児童生徒に対して、適切な指導・支援がなされているか。	
【生徒指導】	1	人権・同和教育の視点から生徒指導の目標が立てられているか。	
	2	幼児児童生徒一人一人のよさを生かすよう指導・支援しているか。	
	3	現象面のみにとらわれず、内面的・共感的な理解に努めているか。	
	4	関係者間の連携が人権尊重の精神を踏まえて行われているか。	
【進路指導】	1	人権・同和教育の視点から進路指導の目標が立てられているか。	
	2	幼児児童生徒一人一人のよさを生かすよう指導・支援しているか。	
	3	幼児児童生徒一人一人の希望の実現に向けて支援しているか。	

以上の例以外にも、「第三次とりまとめ」実践編（P12～15）では様々な評価の観点が紹介されています。また、評価について数値目標が必要な場合があることにも留意する必要があります。各学校（園・所）の状況に応じて評価の観点を定め、積極的に評価を行い、改善していくことが重要です。

様々な人権課題について

- 1 様々な人権課題にはどのようなものがありますか
- 2 女性に関する課題とは何ですか
- 3 子どもに関する課題とは何ですか
- 4 高齢者に関する課題とは何ですか
- 5 障害者に関する課題とは何ですか
- 6 同和問題に関する課題とは何ですか
- 7 外国人に関する課題とは何ですか
- 8 ハンセン病回復者・HIV感染者等に関する課題とは何ですか
- 9 インターネットによる人権侵害に関する課題とは何ですか
- 10 LGBT等に関する課題とは何ですか
- 11 新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別等とはどのようなものですか その他にどのような人権課題がありますか

1 様々な人権課題にはどのようなものがありますか

人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。そして、誰もが生まれながらにして持っている、人間が人間らしく生きていくための誰からも侵されることのない基本的な権利です。

「世界人権宣言」は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたい、自由や権利の保持が人類普遍の原理であることを明らかにしました。国でも、日本国憲法において、法の下での平等を掲げ、自由権や生存権、教育を受ける権利、勤労の権利等の基本的人権の享有をすべての国民に保障することを明記し、これまでも様々な施策が講じられてきました。

しかしながら、「人権教育・啓発に関する基本計画」(2002(平成14)年策定、2011(平成23)年一部変更)を受けて策定した「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」(2003(平成15)年策定、2013(平成25)年改正)では人権課題として、**女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、ハンセン病回復者・HIV感染者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等、同性愛者・性同一性障害者(LGBT等)等**、新たに生起する人権問題などがあげられ、様々な人権課題が依然として存在していることを示しました。

このような人権問題が生じる背景には、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等があり、また、より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が十分に定着していないことが挙げられています。このために、権利への理解不足により正当な権利を主張できないことや、物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いていないことが原因で、偏見や差別意識にとらわれた言動をとってしまうことが「人権教育・啓発に関する基本計画」でも指摘されています。

教職員として私たちは、様々な人権課題についての理解を深め、自らの人権感覚を高める必要があります。また幼児児童生徒に対して、身近な人権問題について考える機会を設けることなどにより、人権問題が自分自身の問題であることに気付き、人権の大切さを理解するとともに、人権問題の解決に取り組む意欲や態度が育成されるよう努めなければなりません。

年 代	主 な で き ご と
1948 (昭和 23)	〔国連〕「世界人権宣言」採択
1997 (平成 9)	〔国〕「人権教育のための国連 10 年国内行動計画」策定
1999 (平成 11)	〔県〕「人権教育のための国連 10 年香川県行動計画」策定
2000 (平成 12)	〔国〕「人権教育及び人権啓発に関する法律」施行
2002 (平成 14)	〔国〕「人権教育・啓発に関する基本計画」策定
2003 (平成 15)	〔県〕「香川県人権教育基本方針」策定
	〔県〕「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」策定
2013 (平成 25)	〔県〕「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」改正

2 女性に関する課題とは何ですか

日本国憲法は、性別によって政治的、経済的又は社会的関係において差別されない（第14条）ことや、婚姻や家族関係における両性の本質的平等（第24条）を規定し、男女平等の理念を明らかにしています。また、我が国は1985(昭和60)年、「**女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約**」を批准するために、労働条件全般について男女差別の禁止を規定した「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（「**男女雇用機会均等法**」）を公布しました（翌年施行）。さらに、「**男女共同参画社会基本法**」を1999(平成11)年に施行し、これまでの男女間格差の積極的な改善に向けた取組を進めています。そして、こうした状況の中で、女性の人権に関する人々の意識は確実に高まってきています。

しかしながら、現実には「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に依然として根強く残っていることから、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずあります。また、夫やパートナーからの暴力、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為等が社会的な問題となっています。

「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される性別役割分担意識は、その時代や地域の慣習・慣行、法制度などと密接に結びつき、女性の職場・社会進出が進んだ現在も、私たちの意識の中に深く根付いています。このことが男性の家事・育児・介護への参加を妨げ、働く女性には「家庭も仕事も」という二重の負担が生じる一因となっています。

このような、**社会的・文化的につくられた役割としての性別**が、家庭や職場などにおいて様々な女性差別を生む原因となっています。さらに、我が国の社会においては、核家族化、長時間労働、職住分離などによって、仕事と家事・育児や介護の両立が難しいため、結果的に女性の社会進出が妨げられているという現状もあります。また、性別役割分担意識は、夫が家庭のことを妻任せにすることにもつながっています。

また、夫やパートナーからの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）や、職場等におけるセクシュアルハラスメント、性犯罪・性暴力、ストーカー行為などは、女性の人権を侵害する重大な問題です。この問題は、女性が被害を訴えにくいことから潜在化する傾向があり、そうさせないためにも周囲の人の理解と協力が重要です。

さらに、女性が子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなど、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する**リプロダクティブ・ヘルス／ライツ**（性と生殖に関する健康と権利）は、すべての人々の基本的人権として位置付けられています。

また、一部のメディアにおいては、性別に基づく固定的に偏った表現や、女性の性的側面を強調したり、女性への暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられたりすることがあります。また、こうしたことが性犯罪や女性への暴力を引き起こす原因になっている可能性もあります。もちろん、表現の自由は尊重されるべきですが、その一方で、表現される

側の人権や、性・暴力に関する表現などに接することを望まない人にも十分な配慮が必要です。

女性の地位向上は、我が国のみならず世界各国に共通した問題意識となっており、様々な取組が国際連合をはじめ、国際的な規模で行われています。最近では、我が国においても法的整備が進み、育児休業制度や介護休業制度の充実、学校における家庭科の男女共修など、様々な面で制度等の見直しが進められています。これと同時に、私たち一人一人が自らのライフスタイルを見つめ直し、性別にとらわれずに多様な人生を選択できる社会を実現するために、努力していく必要があります。少子化や高齢化、環境問題など、多くの課題解決に向け、男女が対等のパートナーとして、お互いに知恵を出し合うとともに、責任を分かち合える社会の早期実現が必要です。

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それにより男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会のことです。

2019(令和元)年に本県が実施した「県民意識調査」によると、男女の地位の平等感については、依然として多くの人々が、社会の様々な分野で男性優遇となっていると考えています。また、男女の役割分担については、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に約4割が賛成と回答しており、依然として固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが根強く存在していると考えられます。本県では、県民、事業者と一体となって、男女共同参画社会づくりに取り組むため、2002(平成14)年に制定した「**香川県男女共同参画推進条例**」を、2004(平成16)年、2013(平成25)年に改正しました。

教職員として私たちは、学校(園・所)における男女平等を推進するとともに、学校教育全体を通じて、男女の平等や相互協力・理解についての指導を行い、お互いの人権を尊重して、男女共同参画社会の実現に寄与できる人間を育てる必要があります。

そのためには、教職員自身が無意識のうちに持っている固定的な性別役割分担意識に気付き、それが教育活動に反映されないように努めることが大切です。

年 代	主 な で き ご と
1985 (昭和60)	〔国〕「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女性差別撤廃条約) 批准
1986 (昭和61)	〔国〕「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法) 施行
1993 (平成5)	〔国連〕「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択
1996 (平成8)	〔国〕男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」策定
1999 (平成11)	〔国〕「男女共同参画社会基本法」施行
2000 (平成12)	〔国〕「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 〔国〕「男女共同参画基本計画」策定
2001 (平成13)	〔県〕「かがわ男女共同参画プラン」策定 〔国〕「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(配偶者暴力防止法) 施行
2002 (平成14)	〔県〕「香川県男女共同参画推進条例」制定
2015 (平成27)	〔国〕「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法) 施行
2018 (平成30)	〔国〕「政治分野における男女共同参画推進法」施行

3 子どもに関する課題とは何ですか

言うまでもなく、子どもに対しても大人と同様に基本的人権が保障されています。子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、日本国憲法をはじめ、「教育基本法」、「児童福祉法」や「児童憲章」などにおいてその基本原理や理念が示され、また、国際的にも「**児童の権利に関する条約**」等において権利保障の基準が明らかにされています。

しかし、子どもは大人に比べ人権を侵害されやすいため、社会的に保護され、守られなければなりません。ところが、子どもを取り巻く状況には、いじめ、体罰、児童虐待などの問題があることから、国民一人一人がより一層子どもの人権について正しく理解し、行動することが必要です。

「**いじめ**」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法）のことです。教職員には、「いじめは絶対に許されない」との強い認識に立った対応が、特に強く求められています。「いじめ」の原因や背景については、核家族化や少子化による子どもの対人関係の経験不足、耐性の欠如や自己中心的言動傾向の増大、地域社会の正義感や連帯感の希薄化、家庭や地域社会における子育て機能の低下、他人の誤った行動に対する傍観者的態度をとりがちな傾向等が指摘されています。その根底には、他人の人権に対する人権意識の希薄さがあり、この問題を解決するためには、学校（園・所）はもとより社会全体の意識改革が必要です。

学校での体罰については、「学校教育法」第 11 条で禁止されていますが、体罰による人権侵犯事件は依然として憂慮すべき状況にあります。また、学校だけでなく地域のスポーツクラブ等での行き過ぎた指導で、子どもたちが傷つけられる事例も見受けられます。実際に起こった体罰事件の中には、児童生徒の指導が目的とほいうものの一時的な感情からなされたものや、教育目的からなされたものかどうか疑問のあるものも多く見受けられます。体罰は絶対に許されないということを、教職員はもちろんのこと、すべての人が認識する必要があります。

児童虐待とは、保護者が、その監護する子どもの体や心を傷つけることをいい、子どもの心身に重大な影響を与える最も深刻な人権侵害です。虐待には、殴る・蹴るなどの身体的虐待だけでなく、悪口を言う、無視する、兄弟姉妹と比較するといった心理的虐待や、食事・入浴・着替えなどの身のまわりの世話を放棄する、乳幼児を家や車内に放置して外出するといった保護の怠慢・拒否（ネグレクト）、性的虐待等があります。近年、子どもに対して保護者がせっかんしたり暴行を加えたりして虐待し、中には死にまで至らしめるといった痛ましい事件が増加傾向にあります。2020(令和 2)年 4 月に「児童福祉法」、「児童虐待防止法」が改正され、体罰禁止が法定化されました。児童虐待は、主として家庭内で起

こるため表面化しにくく、また、その対応も概して困難な場合が多いのですが、体罰によらない子育てを推進するために教職員の果たす役割(早期発見と通告の義務)は重大です。

これらの問題以外にも、最近では、国内外での児童買春やインターネット上における児童ポルノの氾濫など、子どもの商業的性的搾取の問題が起こっています。我が国においても、1999(平成11)年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が施行されるなど、社会の関心も高まっています。さらには、貧困家庭の増加に伴い、朝食を食べられずに登校する子どもや、十分な学習の機会が与えられない低学力の子どもなどの問題(子どもの貧困)が表面化しています。

子どもの人権に関して、家庭や地域社会における子育てや学校教育のあり方を見直すとともに、大人社会における利己的な風潮や、金銭などの物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことも必要です。

温かい言葉や態度によって励まされ、やる気を起こす子どもがいる一方で、何気ない言葉や態度によって傷ついてしまう子どももいます。周囲の大人の言葉や態度が場合によっては「暴力」にも等しいものになることがあります。子どもが、自分は認められている、信頼されていると感じることのできるような対応が必要です。教職員をはじめとする大人たちが、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められています。

教職員として私たちは、まず自らの人権感覚を高め、子どもの人権について深い認識を持つ必要があります。そして、一人一人の人権を大切にされた教育を実践し、その中で幼児児童生徒の人権意識を培うことができるよう、自他の権利を大切にすることや、社会の中で果たすべき義務や責任についての指導に努めることが必要です。

そして、あらゆる教育活動が幼児児童生徒の人権を尊重したものになっているか、また、幼児児童生徒の人権意識を高めるものになっているかを、見直していくことが重要です。子どもの人権を尊重することは学校教育の基礎となるものであり、子どもたちが安心して学ぶことのできる学校(園・所)づくりが求められています。

年 代	主 な で き ご と
1947 (昭和22)	〔国〕「教育基本法」施行
1948 (昭和23)	〔国〕「児童福祉法」施行
1994 (平成6)	〔国〕「児童の権利に関する条約」批准
1999 (平成11)	〔国〕「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行
2000 (平成12)	〔国〕「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)施行
2001 (平成13)	〔県〕「新香川県子育て支援計画(かがわエンゼルプラン21)」策定 〔県〕「かがわ児童虐待防止アクション・プラン」
2002 (平成14)	〔県〕「かがわ青少年育成ビジョン」 〔国〕「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」署名
2006 (平成18)	〔国〕「教育基本法」改正
2013 (平成25)	〔国〕「いじめ防止対策推進法」施行
2014 (平成26)	〔国〕「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行

4 高齢者に関する課題とは何ですか

我が国では、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、社会の高齢化が急速に進んでおり、人口のほぼ3.5人に1人が65歳以上の高齢者となっています。誰もが生涯を通じて健康で明るく生きがいを持って暮らすことを望み、また、安心して生活できる社会の実現が求められる今日、高齢者は社会になくてはならない一員として、様々な分野での参画が期待されています。

しかしながら、現実には、高齢者を邪魔者扱いする、高齢者の意見や行動を尊重しない、無視する、自尊心を傷つける言動をとる、家事や手伝いをさせない、介護等の日常の世話を拒否するなどの**身体的・精神的虐待**が問題となっています。また、こうした高齢者の社会参加が難しいという問題もあります。

「年寄りなんだから」とか、「年寄りのくせに」と言うことや、高齢者は消極的で元気がない、「老い」は暗く汚いというような思い込みが、誤解や偏見につながります。高齢者の人権についての認識を深めることは重要であり、家庭や地域社会で、高齢者との日常的な交流を促進して、高齢者が尊重される環境づくりを進める必要があります。

高齢者は、社会の中で必要とされていると感じることが大きな生きがいとなっており、地域の中で高齢者が活動できる場を広げることが大切です。高齢者が若者や子どもたちなど幅広い層と交流することは、相互の理解を深めるだけでなく、昔の遊びや郷土の歴史、郷土料理などの貴重な文化を次の世代に伝えていくためにも大切なことです。

また、高齢者だけの世帯も増加しており、近隣での助け合いやボランティアなど、地域全体で高齢者を支える社会づくりを進めることが大切です。高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する大切な一員として各種の活動に積極的に参加できるよう努めなければなりません。

教職員として私たちは、自らが高齢者に関する課題についての認識を深めるとともに、幼児児童生徒に対し、高齢者との交流や高齢者の疑似体験などの活動を積極的に実施することによって、相互の理解の促進を図ることが必要です。学校の教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などに関する理解を深める教育を推進することが大切です。

年 代	主 な で き ご と
1995 (平成 7)	〔国〕「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法) 施行 〔国〕「高齢社会対策基本法」施行
2000 (平成 12)	〔国〕「介護保険法」施行
2001 (平成 13)	〔国〕「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行 〔国〕「高齢社会対策大綱」閣議決定
2003 (平成 15)	〔県〕「香川県高齢者保健福祉計画」策定
2006 (平成 18)	〔国〕「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 〔国〕「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法) 施行

5 障害者に関する課題とは何ですか

2006(平成18)年12月に、障害者の人権及び尊厳を保護、促進するための包括的、総合的な条約として「**障害者の権利に関する条約**」(「**障害者権利条約**」)が国連総会で採択されました。この条約は、社会のあらゆる分野において障害を理由とする差別を禁止し、障害者に他者との均等な権利を保障することを義務づけています。

我が国は、2007(平成19)年9月に同条約に署名し、その後批准に向けて必要な国内法の整備を始め、障害者制度の改革に取り組み、2014(平成26)年1月に同条約を締結しました。その第24条(教育)に関して、2012(平成24)年7月に、中教審初等中等教育分科会報告において、**インクルーシブ教育システム**(障害者を包括する教育制度)の構築について提言がありました。同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて多様で柔軟な仕組みを整備することで、子ども一人一人の教育的ニーズに合った適切な指導や必要な支援を行うことが望まれています。

また、「**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律**」(「**障害者差別解消法**」)が、2013(平成25)年に制定され、2016(平成28)年4月より施行されました。この法律は、障害があってもなくても、だれも分け隔てられることなく、お互いを尊重して、暮らし、勉強し、働くことができるように差別を解消して、だれもが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現を目的としています。そのために、障害を理由に差別的取り扱いや権利侵害をしてはいけないこと、社会的障壁をとりのぞくための**合理的な配慮**をすること、国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取組を行わなければならないことを定めています。

しかしながら、施行後も障害のある人の命や人権を侵害するようなできごとが起きています。今後も、障害のある人の行動や社会参加を阻む様々な社会的障壁を取り除き、まち全体を障害のある人にとって利用しやすいものへと変えていくこと(**バリアフリーやユニバーサルデザイン**)と並行して、障害の有無にかかわらず、すべての人が共に生きる社会を目指す**ノーマライゼーション**の理念が広く浸透するよう取組を進めていかねばなりません。国や地方公共団体及び民間事業者は支援すべき措置を取り、私たちは障害が一人一人異なり、要望も一人一人異なることを認識して、個に応じた配慮をすることが大切です。

学校では、子どもたちが障害や障害のある人に対する正しい理解と認識を深め、障害の有無にかかわらずすべての子どもが互いに理解し合い、共に助け合い支え合う意欲や態度を育てることが必要です。また、障害のある子どもについては、学校(園・所)、地域、家庭、専門機関の一体となった適切な支援を通じて、一人一人の障害の状態や能力に応じた教育を行うことが大切です。

※ 関連する法律等については、用語解説編「障害者差別解消法」(P40)参照

6 同和問題に関する課題とは何ですか

同和問題は、我が国の歴史的発展の過程で形作られた身分に基づく差別により、同和地区に住んでいるか、あるいは住んでいたというだけで、「結婚の自由」などの基本的人権が十分に保障されていないという重大な社会問題です。(用語解説編 7～18 参照)

1965(昭和 40)年に出された「**同和对策審議会答申**」では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」であり「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」として、特別措置法による施策の実施を答申しました。問題の根幹となる「部落差別」とは、「市民的権利、自由の侵害」であり、「職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由など」の「権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないこと」と規定しました。

これを受けて、1969(昭和 44)年の「**同和对策事業特別措置法**」をはじめとした特別措置法を制定し、国や県、市町は、生活環境の改善、職業の安定、社会福祉の増進、教育の充実、人権擁護活動の強化などに取り組んできました。

その結果、1996(平成 8)年の「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について(意見具申)」では、同和地区の住環境をはじめとする物的な基盤整備は着実に成果を上げたが、一方、教育、就労、産業面の問題などには、なお較差が存在しており、これら残された課題については、今後、一般対策で対応すべきであるとされ、これにより、2002(平成 14)年 3 月 31 日をもって同和对策に関する特別措置法は失効しました。しかし、「一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組の放棄を意味するものでない」とも述べられています。その後、2016(平成 28)年 12 月 16 日に「**部落差別の解消の推進に関する法律**」(「**部落差別解消推進法**」)が施行されました。この法律では、現在もなお部落差別が存在することを踏まえ、国や地方公共団体の責務、相談体制の充実、教育及び啓発等を定めています。

学校教育においては、1975(昭和 50)年に「**香川県同和教育基本方針**」を定め、同和問題についての正しい理解と認識をし、差別をしない、差別に負けない、差別を許さない、強い信念を持った人間を育成するための教育を進めるとともに、同和地区の子どもたちへの進路指導の充実を図っています。

年 代	主 な で き ご と
1965 (昭和 40)	〔 国 〕 「同和对策審議会答申」
1969 (昭和 44)	〔 国 〕 「同和对策事業特別措置法」 施行
1975 (昭和 50)	〔 県 〕 「香川県同和教育基本方針」 策定
1982 (昭和 57)	〔 国 〕 「地域改善対策特別措置法」 施行
1987 (昭和 62)	〔 国 〕 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」 施行
1996 (平成 8)	〔 国 〕 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について(意見具申)」 〔 県 〕 「香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例」 制定
2002 (平成 14)	〔 県 〕 「香川県同和行政推進計画」 策定
2016 (平成 28)	〔 国 〕 「部落差別解消推進法」 施行

7 外国人に関する課題とは何ですか

日本国憲法が保障する基本的人権は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶと解されています。

しかし、1952(昭和27)年に制定された「外国人登録法」では、日本に入国した外国人に対して指紋や署名などがなければ同一人物と確認ができないとの理由から、指紋押捺が強制されていました。これは、日本に永住する在日韓国・朝鮮人の人々にも適用されていましたが、1980(昭和55)年からの指紋押捺拒否運動を通して指紋押捺は廃止され、署名・家族登録制度に変更されました。また、朝鮮高級学校は「学校教育法」に定められた学校ではないために、大学受験資格や高校総体への参加が認められていませんでしたが、近年、その規制も緩和されるようになりました。在日韓国・朝鮮人に関する問題は、1910(明治43)年の韓国併合以降の日本の植民地政策に起因するものであり、その歴史的経緯を踏まえ、正しく理解する必要があります。

近年の国際化や2018(平成30)年の制度改正により、本県においても在留外国人は年々増えています。このような中で、真に国際化された社会の実現を目指して、様々な形での啓発活動が行われており、教育の場でも国際理解教育の推進などの取組が行われてきました。

2017(平成29)年の「人権擁護に関する世論調査」(内閣府)で在留外国人を対象とした「現在どのような人権問題が起きていると思うか」との質問に対し、「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」と回答した人の割合が41.3%、また、同年「外国人住民調査報告書」(法務省)による「人権相談窓口を知っていますか」との質問に対し、「知らない」と回答した人の割合が85.3%でした。これらの結果からは、在留外国人は、地域や職場等で孤立感を感じたり、必要な支援や手立てに不安感を持っていたりすることがうかがえます。また、近年新たな課題となっているヘイトスピーチ(特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動)により、心身への負荷を感じている人たちもいます。私たちは、隣人であり地域社会の一員である外国人と共生していこうとする気持ちを持って生活していくことが大切です。

そのために私たち教職員は、在留外国人に関する課題について正しい認識を深めるとともに、幼児児童生徒が広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を身に付けるため、一層国際理解教育を推進することが大切です。また、外国人幼児児童生徒に対しては、互いの文化的背景を尊重し、生活面で配慮する必要もあります。

年 代	主 な で き ご と
1952(昭和27)	〔国〕「外国人登録法」施行(指紋押捺強制)
1981(昭和56)	〔国〕「難民の地位に関する条約」批准
1995(平成7)	〔国〕「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」批准
2000(平成12)	〔国〕「外国人登録法」施行(署名・家族登録制度)
2009(平成21)	〔国〕「出入国管理及び難民認定法」改正、「外国人登録法」の廃止
2016(平成28)	〔国〕「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法」施行
2018(平成30)	〔国〕「出入国管理及び難民認定法」改正

8 ハンセン病回復者・HIV感染者等に関する課題とは何ですか

○ ハンセン病回復者に関する課題

ハンセン病は、1873(明治6)年にノルウェーのハンセン博士が「らい菌」を発見して以降、感染したとしても発病する可能性は極めて低い感染症であることが明らかにされてきました。そして、現在では、仮に発病した場合であっても治療法が確立しています。

しかし、我が国では、ハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明らかになってからも、1996(平成8)年に「らい予防法」が廃止になるまで隔離政策は継続されました。こうしたことによって、社会ではハンセン病は伝染性の強い病気であると過度に認識され、偏見が助長される中で、回復者やその家族は様々な差別を受けてきました。

2001(平成13)年5月、ハンセン病回復者に対する国家賠償責任を認めた熊本地裁判決に対し、政府が控訴を断念したことにより、ハンセン病問題は大きな第一歩を踏み出しました。その後、ハンセン病問題の解決促進に関しての基本理念を定めた「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が2008(平成20)年6月に成立しました。また、2019(令和元)年6月には、熊本地裁が隔離政策により家族にも深刻な差別被害が生じたとして、国の賠償責任を命じる判決を言い渡し、同年11月に「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が公布・施行されましたが、回復者やその家族の人権と尊厳が完全に回復したわけではありません。

○ HIV感染者に関する課題

エイズ(AIDS、後天性免疫不全症候群)とは、原因となるウイルスであるHIV(ヒト免疫不全ウイルス)が人に感染した結果、主に病原体から生体を守っている免疫系が破壊されて起こる免疫不全症候群のことを言います。エイズは、1981(昭和56)年にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状況にあり、我が国でも近年減少傾向にあるもののHIV感染者・AIDS患者併せて毎年1,000名を超えています。

一方、HIVは非常に感染力の弱いウイルスで、性交や輸血等の限られた経路以外ではほとんど感染しないことも判明し、また、治療薬の開発により、エイズの発症を遅らせることも可能になってきました。それに伴い、エイズに対する理解は進んできましたが、今なお誤った認識や偏見が存在しています。

私たち教職員は、ハンセン病については歴史的経緯を踏まえ、また、HIVについては保健教育と連携して正しい理解と認識を図る必要があります。

年 代	主 な で き ご と
1907(明治42)	〔国〕「癩予防ニ関スル件」制定
1931(昭和6)	〔国〕「癩予防法」施行
1953(昭和28)	〔国〕「らい予防法」施行(癩予防法を改正)
1996(平成8)	〔国〕「らい予防法の廃止に関する法律」施行
1999(平成11)	〔国〕「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 〔県〕「香川県感染症予防計画」策定
2009(平成21)	〔国〕「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行
2019(令和元)	〔国〕「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行

9 インターネットによる人権侵害に関する課題とは何ですか

インターネットは、近年、ホームページやブログの閲覧、ソーシャルメディアの利用、オンラインゲーム、インターネットショッピング、電子メールの送受信等、利用方法が多様化し、多くの人にとって身近なものになっています。

一方で、「誰でも簡単に書き込みができる（加害の容易性）」、「匿名での書き込みが可能（匿名性）」、「世界中から閲覧が可能（被害の拡散性）」、「情報発信者が特定しにくい（被害回復の困難性）」等の特徴により、インターネット上での人権侵害は後を絶ちません（下表参照）。その人権侵害には、「差別・偏見の書き込み」、「他人の名誉を傷つける書き込み」、「個人写真動画の掲載」、「悪口やSNSでの仲間外し」等があり、子どもたちにとっても身近なものになっています。

近年は、ヘイトスピーチ（特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動）や同和問題に関して差別を助長するような内容の書き込みも見られるようになりました。児童ポルノの問題も発生しており、インターネット上にいったん流出した画像を回収することが極めて困難であるため、被害を受けた児童生徒が長く苦しむという重大な人権侵害に発展しています。

国においては、以前は情報の掲示・削除等についてのプロバイダの責任が明らかでなく、プライバシーの保護に抵触するという理由から発信者情報の開示も認められていませんでしたが、2001(平成13)年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（「プロバイダ責任制限法」）が公布され、プロバイダの責任が明確にされ、発信者情報の開示請求の権利も認められました。

子どもたちを被害者にも加害者にもしないために、学校（園・所）では、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについての理解を深めるための指導が必要です。インターネットの向こう側にも人間がいることを十分に理解させ、相手の人権を尊重することを忘れずに、配慮しながらインターネットを利用することを伝えていかなければなりません。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
インターネット上の違法・有害情報に関する相談件数	3,400	5,200	5,251	5,598	5,085	5,198

（総務省 違法・有害情報相談センターにおける相談件数）

10 LGBT等に関する課題とは何ですか

LGBTとは、レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（からだの性とところの性に違和感がある人）の頭文字をとった総称です。これらの人々を性的少数者とかセクシュアル・マイノリティと呼ぶこともあります。また、このLGBTのあとにQ（クエスチョニング：性自認（ところの性）や性的指向（好きになる性）が決まっていない人）などをさらに加えて「LGBTQ」や「LGBT等」と表現される場合もあります。

多数の人は「**からだの性**」（体の特徴によって決められた性）と「**ところの性**」（その人が自分の心の中で自覚している性）が一致していますが、トランスジェンダーの人は「からだの性」と「ところの性」の違和感が強く、自分の「からだの性」を強く嫌う傾向にあります。当事者の中には、「女性が男性の着ぐるみを着せられ、男性としての生活を強いられているような状態」だという人もいます。

文部科学省が2014(平成26)年に行った「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」では、全国で606人の児童生徒が学校に悩みを相談したという結果が公表され、児童生徒の中にもLGBT等に関する悩みや困りごとを抱えている者が存在することが分かりました。

学校における支援が必要な場面としては、**制服、トイレ、体育の授業、着替え、呼称、身体計測、修学旅行**などが考えられます。いずれも現在の学校においては、男女の区分を明確にしています。また、自分の「からだの性」に対する違和感は、体の成長につれて強まる場合もあるようです。第二性徴の発現により、自分がそうありたいと願う体からどんどん離れていくからです。

2016(平成28)年4月に文部科学省から「**性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）**」が出されました。まずは、教職員自身が「性的少数者」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、児童生徒から相談を受けた際は、悩みや不安に寄り添う姿勢を示すことが重要です。そして、当事者の意思を尊重しながら、教職員・保護者・医療関係者が連携して対応することが求められます。その際、当事者や保護者のプライバシーに十分配慮しながら支援に当たるとともに、当事者から知り得た情報を本人の意に添わない形で公表するアウティングが起らないように十分に注意しなくてはなりません。

本県では、2020(令和2)年度の県立中学校、公立高等学校及び県立特別支援学校の入学者選抜から入学願書の性別の欄を削除しました。LGBT等の当事者への配慮が少しずつ広がりを見せていますが、まだ学校にはありのままの自分を表現できずに苦しんでいる児童生徒がいるはずです。時にその苦しみにより、子どもによっては不登校や自傷行為に陥るケースもあります。子どもの状況を正しく把握し、すべての子どもが安心して活動できる学校をつくっていくことが大切です。

11 新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別等とはどのようなものですか その他にどのような人権課題がありますか

○ 新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別等

2020(令和 2)年初旬から始まった新型コロナウイルス感染症の流行下では、ハンセン病回復者・H I V感染者等の課題と同様に、人と人との信頼関係や社会のつながりが壊されていく行為が見られました。香川県では仕事で県外に行く機会が多いという理由で子どもの登園を控えるよう言われた事例、県外ではクラスター(集団感染)が発生した高校生の顔写真がインターネット上に拡散された事例等、当初は様々な形で偏見や差別、誹謗中傷等が見られました。

これは、ウイルスが見えないことや、感染の広がりや感染防止についてわからないことが多いことから不安や恐れを感じ、特定の対象を見える敵と見なして嫌悪の対象とし、その嫌悪の対象を偏見や差別等を通じて自分たちから遠ざけることで、安心感を得ようとしたことが原因だと考えられています。また、ウイルスへの不安や恐れから新型コロナウイルス感染症を絶対に広めてはいけないという思いが強くなり、それが行き過ぎた正義感となって、排除行動やヘイトスピーチに発展したことも偏見や差別等の一因になっていると指摘されています。

特定の対象は、感染者のみならず、感染者の家族、医療従事者やその家族、感染者がいる学校・企業、感染リスクの高い職業に関係がある人等にも広がり、多くの人が偏見や差別に苦しむことになりました。当然、どんな状況においても偏見や差別が許されることはなく、私たちはこの解消に向けて行動しなければなりません。

差別する側に共通することは、差別される側への想像力の不足が一因です。差別される側が偏見や差別をどのように感じているのかや、研究が進んでいる感染症に関する新しい知見や希望に目を向けること等により、現状を冷静に受け止め、相手について想像することが大切です。相手への共感的な想像力は、その人へ配慮を生み、偏見や差別をなくすための実践力になります。例えば、根拠のわからないデマやうわさに出合ったとき、そのことを他人に広げないようにすることや、「それは間違っている」と伝えることなどがその実践力にあたります。一つ一つは小さなことであっても、社会全体でそれらを積み重ねていくことで、大きな力にできます。

○ その他の人権課題

2 から 11 の課題のほかに、**アイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、北朝鮮当局による拉致問題等、ホームレス、人身取引、東日本大震災に伴う放射線被ばくについての風評被害**といった人権課題があります。

教職員として私たちは、それぞれの人権課題について正しい認識を深めるとともに、当事者の思いや願いを踏まえ、子どもたちに事実を正しく認識させることが大切です。

用語解説編

様々な人権課題に関する用語について解説しました。

- 1 男女共同参画社会基本法
- 2 児童の権利に関する条約
- 3 いじめ防止対策推進法
- 4 高齢社会対策基本法
- 5 バリアフリーとユニバーサルデザイン
- 6 障害者差別解消法
- 7 「ケガレ」と「キヨメ」
- 8 江戸時代の身分制度
- 9 汚染一揆
- 10 太政官布告第61号（いわゆる「解放令」）
- 11 水平社創立宣言
- 12 高松結婚差別裁判事件
- 13 吉和中学校事件
- 14 同和対策審議会答申
- 15 全国高等学校統一用紙
- 16 えせ同和行為
- 17 登録型本人通知制度
- 18 部落差別解消推進法
- 19 ヘイトスピーチ解消法
- 20 ハンセン病
- 21 拉致問題
- 22 世界人権宣言と人権週間

1 男女共同参画社会基本法

我が国では、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれて以来、男女平等の実現に向けた様々な取組が、「女子のあらゆる差別の撤廃に関する条約」（女性差別撤廃条約）の批准（1985（昭和 60）年）等の国際社会における取組とも連動しつつ進められてきました。その中で、平成 8（1996）年に「男女共同参画ビジョン」が男女共同参画審議会から答申されました。政府はこれを受けて、同年、「男女共同参画 2000 年プラン」を策定し、さらに、男女共同参画社会の実現を促進するため、1999（平成 11）年に「**男女共同参画社会基本法**」を制定しました。

「男女共同参画社会基本法」では、「男女共同参画社会の形成」を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され」「男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ」「共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義しています。

そして、男女共同参画社会形成のために次の 5 つを基本理念として定めました。

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際的協調

また、国と都道府県は、男女共同参画基本計画を定めることが義務づけられ、社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させる組織体制の整備・強化が図られることとなりました。こうした中、本県では、2001（平成 13）年に「**かがわ男女共同参画プラン**」を定め、2002（平成 14）年に「**香川県男女共同参画推進条例**」を制定しました（2004（平成 16）年、2013（平成 25）年改正）。その後「**かがわ男女共同参画プラン（後期計画）**」（2006（平成 18）年）等を経て、「**第 3 次かがわ男女共同参画プラン**」（2015（平成 27）年）を策定しました。このほか、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保をより確かなものとするために、「**男女雇用機会均等法**」が次の内容を要点として改正され、1999（平成 11）年に施行されました。

- 募集・採用、配置・昇進について女性に対する差別を禁止すること
- 勧告に従わない法違反企業に対する企業名公表制度を創設すること
- 職場におけるセクシュアルハラスメントを防止すること
- 等

さらに同法は、2006（平成 18）年に、①男女双方に対する差別の禁止、②差別禁止の対象を明確化、③間接差別規定の創設などの改正が行われました。その後、2016（平成 28）年の改正では、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置が義務付けられ、2019（令和元）年には、セクシュアルハラスメント等の防止対策がさらに強化されました。男女共同参画社会の形成に向けて、**社会的・文化的に形成された性別**に基づいた固定的な性別役割分担意識を是正することや、人権尊重を基盤にした男女平等の形成の促進のための学習が一層求められています。

2 児童の権利に関する条約

「児童の権利に関する条約」（「子どもの権利条約」）は、1989（平成元）年11月20日、国際連合第44回総会において採択され、日本は、1994（平成6）年4月22日にこの条約を批准しました。

この条約は、前文と本文54条からなり、すべての児童の基本的な人権を国際的に保障するために定められました。

（前文）

- 児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができること
 - 児童は人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであること
 - 児童が社会において個人として生活するため、十分な準備が整えられるべきであること
 - 児童は国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであること
 - 極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在し、このような児童が特別の配慮を必要としていること
 - あらゆる国、特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であること
- 等

第1条において、「児童」とは18歳未満のすべての者と定義し、保障される様々な権利は、以下の4つの柱に分けられます。

- ① 生きる権利（生命の安全が保障され、健康に生活できる権利）
- ② 育つ権利（児童の健やかな成長に必要な支援を国、親をはじめとする大人から受ける権利）
- ③ 守られる権利（強制労働、経済的・性的搾取、暴力、虐待などから保護される権利）
- ④ 参加する権利（児童自身の意向を尊重した意見表明、グループの結成や活動に関する自由を認められる権利）

また、締約国に対し、権利保障の仕方については、次の2点を求めています。

1点目は、**児童の意見表明権**に関することです。これは、児童が自分自身に影響を及ぼすすべての事項について自由に意見を表明する権利のことです。締約国はこの権利を確保し、また、児童の最善の利益のために、司法及び行政的手続きにおいても児童の意思を求めることとなりました。2点目は、**親・保護者の指導権**に関することです。親には児童の能力に適合する方法で、適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務があります。そこで、締約国は、親が児童の養育、発達に責任を持つという原則についての認識を持たせるために最善の努力を払うこととされました。

3 いじめ防止対策推進法

「いじめ防止対策推進法」は、社会総がかりでいじめの問題に向き合い、対処していくための、基本的な理念や体制を定めた法律であり、2013(平成25)年9月に施行されました。

この法律により、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」という従来のいじめの定義から、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」へとより詳しく具体的に定義されることとなりました。また、いじめ防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めることとしました。旧基本方針では、「けんか」がいじめの定義から除かれていたため、2017(平成29)年3月の国のいじめ防止基本方針改定において、「けんかを除く」という記述を削除しました。

香川県では「香川県いじめ防止基本方針」を2014(平成26)年3月に策定(2017(平成29)年6月改正)しました。この中で、「いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。また、『いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるもの』であることから、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう)のための対策を講じる必要がある」として、児童生徒をいじめの被害者にも加害者にもさせないよう、いじめの防止等のための対策を推進することとしました。

各学校においては、いじめ防止等について組織的に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等の対策のために教職員をはじめとして、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設置することとなりました。

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した際は、速やかに学校の設置者又は学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行わなければなりません。その際、調査は教育的配慮に基づき、児童生徒の人権や個人情報保護等に十分留意して行うことも求められています。さらには、当該事案が重大事態であると認められる場合、公立学校にあつては、学校を設置する地方公共団体の教育委員会を通じて当該地方公共団体の長に報告し、私立学校にあつては、所轄する知事に報告することも義務付けられています。

4 高齢社会対策基本法

「**高齢社会対策基本法**」は、「国民一人一人が生涯にわたって安心して生きがいを持って過ごすことができる社会を目指して、あるべき高齢社会の姿を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本的方向性を示すことによって、高齢社会対策を総合的に推進する」ことを目的として、1995（平成7）年に成立しました。

この法律では、「国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会」、「国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会」、「国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会」が構築されるために、国及び地方公共団体の果たすべき責務と、国民の自助努力の必要性を明らかにしました。主な基本施策は次のとおりです。

- 就業の多様な機会の確保と公的年金制度における適正な給付水準の確保
- 国民の自主的な努力による資産形成の支援
- 国民の健康保持増進のための総合的な施策の構築
- 適正な保健医療サービス、福祉サービスを総合的に提供する体制の整備
- 適切な介護サービスを受けることができる基盤の整備
- 生涯学習の機会確保と社会的活動への参加促進

そして、内閣府では、高齢社会対策会議を設置し、1996（平成8）年、「**高齢社会対策大綱**」を定め、2018（平成30）年に4度目の大綱を示しました。

これによると、高齢者の体力的年齢は若くなっており、また、就業・地域活動等何らかの形で社会との関わりを持つことについての意欲も高く、65歳以上を一律に「高齢者」と見る一般的な傾向は、現状に照らせば現実的なものでなくなりつつあると示されています。

また、高齢者の介護を社会全体で支えるため、1997（平成9）年に「**介護保険法**」が公布され、2000（平成12）年4月から介護保険制度が開始されました。本県では、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3か年を計画期間とする「**第8期香川県高齢者保健福祉計画**」を策定中です。この計画は、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができる香川の実現を基本理念としています。

5 バリアフリーとユニバーサルデザイン

バリアフリーとは、「高齢者や障害者の行動を妨げている障壁を取り除いた設計」という建築用語です。その後、この考え方が「まちづくり」にも広がりました。1971(昭和46)年、仙台市で、車イス利用の障害者とそのボランティアが公共施設を点検して階段のスロープ化や身体障害者用トイレなどの設置を市に要請し、改善されたことをきっかけにして、各地方自治体で「福祉のまちづくり条例」が制定されるようになりました。

これは、高齢者や障害者を含むすべての人が、社会を構成する一員として自由に行動し、社会・経済・文化など、あらゆる分野の活動に参加する機会を奪われることのないようにするための施策であり、本県でも 1996(平成 8)年 3 月、「**香川県福祉のまちづくり条例**」が定められました(2005(平成 17)年改正)。

バリアフリーを実現するためには、設備や制度を整えるだけでなく、文化的なサポートや十分なコミュニケーションを行い、高齢者や障害者が疎外感を感じることはない社会をつくり上げていくことが大切です。

こうした中、2001(平成 13)年 5 月にオープンした J R 四国高松駅には、駅の入口からホームまで段差のない構造や、車イスが通ることのできる幅の広い改札口、低く設置した券売機、音声誘導装置のある点字ブロックなどが設けられており、2002(平成 14)年には、バリアフリー推進ネットワークから「バリアフリー優秀施設大賞」を授与されました。

また、バリアフリーをさらに進めて、すべての人に利用可能となるように製品、建物、空間をデザインする**ユニバーサルデザイン**という考え方が提唱されています。

例えば、シャンプーとリンスが同じ形で区別がつかないという視覚障害者からの訴えから、ある企業がシャンプーに刻みを入れたところ、大多数の人は目を閉じて洗髪しているため非常に好評になりました。そして、このデザインに特許を取らず、他の企業にも自由にそのデザイン使用を認めたことが、更に多くの人のためになりました。

なお、ユニバーサルデザインであるためには、次の 7 つの原則が主張されています。

- 誰にでも公平に利用できること
- 使う上で自由度が高いこと
- 使い方が簡単ですぐ分かること
- 必要な情報がすぐに理解できること
- うっかりミスや危険につながらないデザインであること
- 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること
- アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

6 障害者差別解消法

2011(平成23)年に改正された「**障害者基本法**」は、障害者の個人の尊厳を尊重し、その尊厳にふさわしい処遇が保障される権利を有すること、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることを基本理念としています。

「**共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進**」は、2012(平成24)年7月に中教審初等中等教育分科会報告にて提言されました。そこでは、障害者が積極的に参加・貢献していくことができる共生社会を目指すことが我が国の重要な課題であるとされ、その実現には特別支援教育を着実に進めながら「インクルーシブ教育システム」を構築することが大切であることが示されました。「インクルーシブ教育システム」は、障害がある者と障害がない者が共に学ぶ仕組みですが、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、そのニーズに的確に応える指導の場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場を提供することも重要です。

「**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律**」(「**障害者差別解消法**」)が2016(平成28)年4月より施行されました。この法律では、正当な理由なく障害を理由として差別することを禁止し、差別解消の推進に関する基本的な事項や国、地方及び民間事業者が取るべき措置(合理的配慮)などについて明らかにしています。また、この措置の提供が行政や事業者等に伝えられた場合、負担が重すぎない範囲で合意形成をし、対応すること(合理的配慮の提供)も示されています。

香川県では障害者差別解消法の施行を受け、障害を理由とする差別を解消し、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共生する社会の実現を目指して、県、市町、県民等の責務・役割、紛争の防止・解決の手続きなどを定めた「**香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例**」を2018(平成30)年4月から施行しています。

年 代	主 な で き ご と
1987(昭和62)	〔国〕「身体障害者雇用促進法」を「障害者の雇用の促進に関する法律」に改正
1993(平成5)	〔国〕「心身障害者基本法」を「障害者基本法」に改正
2000(平成12)	〔国〕「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」
2002(平成14)	〔国〕「障害者基本計画」策定 〔国〕「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」改正 〔国〕「身体障害者補助犬法」施行
2003(平成15)	〔県〕「かがわ障害者プラン」策定(2021年～第6期)
2006(平成18)	〔国〕「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」施行
2011(平成23)	〔国〕「障害者基本法」改正
2012(平成24)	〔国〕「障害者虐待防止法」施行
2016(平成28)	〔国〕「障害者差別解消法」施行 〔国〕「発達障害者支援法」改正
2018(平成30)	〔県〕「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例」施行

7 「ケガレ」と「キヨメ」

「ケガレ」という言葉は、現在では「汚れている」とか「おぞましい」という意味で使われていますが、本来は、日常生活に大きな変更がなされることへの畏敬の念が含まれていました。

民俗学では、日常の状態を「ケ」と言い、特別な状態を「ハレ」として日常生活の中に特別な日を設けることで「五穀豊穡」や「無病息災」を願ってきたと考えられています。例えば、盂蘭盆会^{うらぼんえ}、節句などにはご馳走を食べて「ハレ」を祝いました。また、「晴れ着」、「晴れ舞台」のような「ハレ」を語源とする言葉には特別な状態であるという意味が込められています。

しかし、すべての日を「ケ」と「ハレ」で送ることはできません。本来、「ケ」の日であるところに、病気や死、天変地異などの様々な要因により「ケ」が「カレ」（枯れ）た状態が生じます。これが「ケガレ」であり、人々は避けたい気持ちを持つと同時に、神の所業であるとの考えから畏敬の念を抱いてきました。

このような「ケガレ」意識は古代から見られ、仏教や神道の影響もあり、はじめは貴族階級に浸透し、中世になると民衆の間にも広がるようになりました。そして、人々は、「ケガレ」を祓い、「ケ」の状態にもどすことを求め、「キヨメ」という「ケガレ」を専門的に祓う行為を行う人々が登場してきました。

「キヨメ」の仕事としては、禁裏^{きんり}（宮中）・寺社などの聖なる場の清掃や作庭・池ざらえ、葬送^{へいぎゅうば}・斃牛馬の処理、行刑の業務、呪術的な芸能（田楽・猿楽^{まんざい}、万歳芸、ささら説教、人形廻しなど）などがありましたが、これらは神に通じたある特定の人たちだけに与えられた力として誰もができるものではないものと見なされ、畏敬の念を持って喜んで迎えられました。社会の秩序と生活を守る大切な仕事であり、その仕事は中世の文化を支える担い手ともなりました。

しかし、鎌倉時代の終わり頃から、世の中は農業生産を基本にした共同体が形成されるようになり、支配階級も年貢収奪の対象としてその共同体の人々を中心に把握するようになりました。そのため、職人、商人などの非生産的な仕事に従事した人々は「賤視^{せんし}」（※）の対象となりました。特に、「キヨメ」を行う人々は形の見えない仕事により収入を得たことや、庭づくりのように自然を造りかえることは、神（自然）と対峙するものととらえられ、ことさら厳しい「賤視^{せんし}」のまなざしを向けられるようになりました。

そして時代が下るにしたがい、彼らの持つ特別な能力の意味合いは薄れ、「ケガレ」を「穢れ・汚れ」とする見方が強まることにより、「賤視^{せんし}」のまなざしはさらに強まるとともに、次第に「差別」的なまなざしに変化していきました。

※賤視^{せんし}：劣ったものとして見下すこと

8 江戸時代の身分制度

中世の身分は流動的であり、一つに固定されたものではありませんでした。武士にしても職業の一つととらえられており、また、その多くは農業などを営んでいました。被差別民もその居所や生業、浄穢観（浄きを願い穢れを恐れ嫌う）などにより、「かわらもの」、「かわや」、「えた」など、様々な名称で呼ばれていました。

それが、戦国大名の分国内統一政策から豊臣秀吉、そして、江戸幕府を中心とした幕藩権力によって再編成され、近世身分として固定化されるようになりました。

江戸時代の身分は、武士、百姓、町人、「えた」・「ひにん」などの被差別身分などがありましたが、それぞれ固有の「職業」があり、領主に対して「役」が課せられました。武士は「軍役」、百姓は土木作業などの労働である「夫役」（後に銀納で代替されました）など、「町人」は、特定の職業にかかる権利取得のための税や営業税（冥加・運上）など、そして「えた」身分は皮革上納や下級警察業務などがその「役」でした。

このような「役」を務めることは社会的分業を果たすことであり、それぞれの身分は、社会を成り立たせるためになくしてはならないものでした。また、このような身分にいることは、領主からその土地で住むことを保障された証でした。それゆえ、当時の人々にとって身分は重要なものであり、身分らしく生きることは大切なことでした。つまり、「身分差別」は身分の差を分けること、区別することであり、当時の社会では必要なことでした。これらのことから、制度上、基本的には身分間に上下はなかったと考えられています。

被差別身分に対する「身分差別」は、二つの形に大別することができます。一つは、火や食器、住まいなどを共にしないとする中世からの差別慣行に基づいた習俗的な「差別」、もう一つは幕府や藩による髪型、服装などを制度的に定めた「差別」でした。習俗的な「差別」は、神に通じる特別な職能から生じたものでしたが、時代が下るにつれその意義を失い、「賤視」が強まっていきました。制度的な「差別」は、その身分をより明確に表すものとして定められましたが、被差別身分をおとしめることを目的にしたものではなかったようです。そして、制度的な「差別」は封建体制がゆらぐ江戸時代中期以降に強められました。

しかし、このような外見上明確に分けられた「差別」は、習俗的な「差別」とあいまって、被差別身分に対する民衆の差別意識を強めることとなりました。

また、身分制社会の中で、それぞれの身分には、「家格」や「分限」という政治的、経済的、社会的階層構造が存在しており、それが上下の意識をつくり出していました。

これらの被差別民に対する差別意識と上下の意識により、身分間に上下があるものと意識付けられるようになりました。そして、このような意識は、近代国家を目指す明治政府の様々な政策の中で「部落差別」を生み出していきました。

9 渋染一揆

岡山藩は、1853(嘉永6)年^{かえい}の黒船来航後の深刻な財政危機を克服するために「安政改革」を実施し、その一環として、1855(安政2)年12月、29か条からなる儉約令を布達しました。その最後の5か条が「別段御触書」と呼ばれる「えた」身分を対象とした儉約令であり、内容は次のとおりでした。

- 一、「えた」身分の着物は、無地の渋染、藍染に限ることはもちろんのことである。しかしながら急に仕替えるのでは、かえって費用もかかり、迷惑するかもしれないので、これまで所持している粗末な木綿の着物は、そのまま当分着用してよろしい。所持しているものでも、定紋付のものは着てはいけない。もとより、藍染・渋染の外は、新調することは決してならない。
- 一、「目明し」たちのことは、日頃の身なりが百姓とは違っているので、着物の件は先ずこれまでのとおりであると心得よ。もっとも絹類を用いることは、一切いけない。
- 一、雨天のとき、隣家や村内の仲間等の家へ行くとき、はだしであっては迷惑するであろうから、そのようなときは、栗下駄をはくことは、先ず認める。もっとも、顔見知りの百姓に行き会ったならば、下駄を脱いで、お辞儀をせよ。他村などの遠くへいくときは、下駄を用いることは無用である。
- 一、身分相応に暮らし、年貢を滞納していない家の女子については、特別、竹の柄の白張傘を使用することは認める。
- 一、番役などを勤めている者たちは、他所へ行くときや、役目の先に行くときは、先ずこれまでのとおりと心得よ。もちろん絹類は、一切着ることはいよいよもって無用である。

藩は儉約令を認めさせようと、「えた」身分の村々の有力者に調印を求めました。しかし、彼らは調印を拒否し、次のことを理由にして儉約令が実施されないように嘆願書を郡代官所に差し出しました。

- ・ 私たちは、年貢を納めている百姓であり、非常の際には騒動を抑える役人であることから、特別に「差別」されるいわれがない。
- ・ 「差別」を強化されると労働意欲が衰え、耕地が再び荒廃する。
- ・ 年貢米不足のときには衣類を質に入れて年貢を収めていたが、そのようにして年貢を納めることができなくなる。
- ・ 古着の紋付着物は安価なのにそれを禁止されると出費がかさむ。

藩は、この要求を受け入れなかったため、人々は嘆願から強訴へと方針を変えました。死罪を覚悟して、翌1856(安政3)年、千数百人が吉井川の河原に集まり、藩に儉約令の廃止を求めました。その結果、岡山藩は儉約令を実施することができませんでした。

10 太政官布告第 61 号（いわゆる「解放令」）

明治政府は、江戸時代の身分制度を解体し、華族、士族、平民に再編成しました。その中で、1871(明治 4)年 8 月 28 日、「**太政官布告第 61 号**」を発しました。

布告ノ穢多非人等之稱被廢候条自今身分職業共平民同様タルヘキ事

同上府県ヘノ穢多非人等ノ稱被廢候条、一般民籍ニ編入シ、身分職業共都テ同一ニ相成候様可取扱、尤地租其外除蠲ノ仕来モ有之候ハハ、引直シ方見込取調大蔵省ヘ可伺出事

【読み下し】

布告ノ「えた」「ひにん」等の稱廢せられ候条、自今身分職業共平民同様たるべき事

同上府県ヘノ「えた」「ひにん」等の稱廢せられ候条、一般民籍に編入し、身分職業共すべて同一に相成り候様取り扱うべく、もつとも地租その外除蠲のしきたりもこれ有り候はば、引き直し方見込み取り調べ大蔵省ヘ伺い出るべき事

※ じょけん 除蠲：課税しないこと

このときまで平民とされていたのは百姓や町人でしたが、布告により「えた」や「ひにん」などの被差別身分の人々も新たに平民に編入されることになり、制度上の身分差別から解放されました。このことから、この布告は、いわゆる「**解放令**」と呼ばれています。

「解放令」は、近代国家建設にむけて国民を統一的に統治するための政策の一つでした。そのために、これまで税を免除されていた土地などにも課税されることとなりました。また、「死牛馬勝手処理令」が出され、へいぎゅうば 斃牛馬を無償で譲り受ける「特権」がなくなったり、警察制度が整備されることにより下級警察業務の仕事もなくなったりするなど、経済的な打撃を受けるようになりました。

村の政治は旧来の体制が利用されました。そのため、民衆に残る身分的差別意識は解消されなかつただけでなく、「解放令」が正しく伝えられなかつたために、旧百姓や旧町人は身分を引き下げられたと感じ、「**解放令反対一揆**」が引き起こされるなど、かえって差別意識が強まることになりました。

そして、徴兵令や学制などの近代化に向けた政策が、火や食器、住まいなどを共にしないとする、それまでの身分的差別慣行を破るものであったことから、「排除」の意識が強まり、差別行為が日常化するようになりました。さらに、伝染病予防のために行った患者の隔離や共同墓地の整備などの政策により、地域的な差別が強められるようになりました。

このように、民衆の意識は「**身分差別**」から「**部落差別**」へと変化していったのです。本県でも、この時期に、「解放令」に関して丸亀県庁から差別的通達が出されたり、神社に差別的な記述が刻まれた石柱が建てられたりしたことが知られています。

11 水平社創立宣言

日清戦争（1894～1895年）、日露戦争（1904～1905年）と、相次いで外国と戦争を行った日本では、その莫大な戦費の負担を国民に強いたため、農村経済の疲弊が社会問題化していました。そのために政府は、地方改良運動を推進し、地方財政の安定化、農事改良、勤儉貯蓄組合・納税組合の結成など、地方の責任と努力により、地方経済の確立を目指しました。

このような時期、被差別部落の人々の生活は、部落差別の問題に貧困の問題も加わり、さらに厳しいものとなっていました。そこで、政府、府県、市町村等は、地方改良運動の一貫として部落改善事業（のち、地方改善事業）を実施することとしました。これにより、道路の改修、公会堂や共同浴場などの建設、副業を奨励するための講習会などを実施するようになりました。しかし、これらの事業を行うに当たって、部落差別や貧困の原因は被差別部落の側、すなわち差別される側に問題があり、差別される側が変わらなければ問題は解決しないと考えられました。

また、部落差別の原因を社会一般の側にも求め、社会と融和の実現を図ろうとする融和問題も起こりました。ただし、初めの頃は「憐れみ」を第一義とする同情論が中心でした。

このような中、奈良や岡山などでは、被差別部落の人々が、自主的に改善を目指して部落改善団体をつくるようになりました。

そして、1922(大正11)年3月3日、京都市岡崎公会堂に近畿地方を中心に、三重・東京・岡山・広島などから3,000余人（警察の調べでは1,000人）が参集し、**全国水平社創立大会**が開かれました。2021(令和3)年には、100年目を迎えます。

大会で採択された「**水平社創立宣言**」は、「過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によつてなされた吾等の為の運動」は、「人間を^{いたは}勤めるかの如き運動」であり、「かえつて多くの兄弟を墮落させた」と、それまでの部落改善事業や融和運動のあり方を批判し、「吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、^{むし}寧ろ必然である」と、長い間差別されてきた全国の被差別部落の人々の団結による解放を力強く呼びかけています。

また、「人の世の冷たさが、^ど何んなに冷たいか、人間を^{いたは}勤める事が何んであるかをよく知つてゐる」ゆえに「人間を^{ぼうとく}冒瀆」することを戒め、**人間の尊厳とすべての人々の人権尊重**を呼びかけました。

本県では、1924(大正13)年7月11日、観音寺町公会堂（現観音寺市）において香川県水平社が創立されました。以後、県内各地で、共同墓地の使用が許可されない、神社の氏子入りや獅子舞の奉納を認められないなどの部落差別問題の解消に向け、糾弾闘争が行われました。

綱 領

- 一、特殊部落民は部落民自身の行動によつて絶対の解放を期す
- 一、吾々特殊部落民は絶対に經濟の自由と職業の自由を社會に要求し以て獲得を期す
- 一、吾等は人間性の原理に覺醒し人類最高の完成に向つて突進す

宣 言

全國に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。

なが あいだいち き きやうだい くわこはんせいきかん しゆじゆ ほうはふ おほ ひとびと
長い間 虐められて來た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々と
によつてなされた吾等の為の運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、
それら われわれ ため うんどう なんら ありがた かうくわ もた じじつ
夫等のすべてが吾々によつて、又他の人々によつて毎に人間を冒瀆されてゐた罰で
あつたのだ。そしてこれ等の人間を 勤るかの如き運動は、かえつておほきやうだい
だらく こと おも このさいわれら うち にんげん そんけい こと みずから かいほう
墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せん
とする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。

きやうだい われわれ そせん じいう べうどう かつかうしや じつかうしや ろうれつ かいきふ
兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、實行者であつた。陋劣なる階級
せいさく ぎせいしや おとこ さんげふてきじゆんけうしや かわは ほうしう
政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬と
して、生々しき人間の皮を剥ぎ取られ、ケモノの心臓を裂く代價として、暖い人間
しんぞう ひきさ くだ てうせう つば は のろ よ あくむ
の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢
のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そして吾々は、
ち う にんげん かみ じだい ぎせいしや らくいん
この血を享けて人間が神にかわらうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を
な かへ と き き じゆんけうしや けいくわん しゆくふく と き き
投げ返す時が來たのだ。殉教者が、その荊冠を祝福される時が來たのだ。

われわれ 〇〇 こと ほこ う と き き
吾々がエタである事を誇り得る時が來たのだ。

われわれ ひくつ ことば けふだ かうめ そせん はづか にんげん
吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行為によつて、祖先を辱しめ、人間を
ぼうとく ひと よ つめ ど つめ にんげん いたは こと
冒瀆してはならぬ。そして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を 勤る事
が何んであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讚するも
のである。

すみへいしや うま
水平社は、かくして生れた。

ひと よ ねつ にんげん ひかり
人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月

水 平 社

※ふりがなは、水平社パンフレット「よき日の為に」より

12 高松結婚差別裁判事件

1932(昭和 7)年の暮、県内のある被差別部落の青年が部落外の女性と知り合い、結婚を約束して一緒に生活していたところ、その女性の父親は、娘は誘拐されたと警察に訴えました。そして、警察は、その青年と仲立ちをした青年を逮捕しました。

予審を経て、1933(昭和 8)年 5 月、高松地方裁判所で裁判が始まりました。その席上、検事は「ソモソモ結婚ニ於テハ自己ノ身分職業等ヲ相手ニ告ゲネバナラヌ。然ルニ両名ハ特殊部落ノ出身デアリナガラ故サラニ之ヲ秘シ……^{かんげん ぎ ぼう}甘言欺謀ヲ用ヒ同女ヲ誘拐シタルモノナリ」と論告しました。弁護士は、これに対して抗議をしましたが受け入れられませんでした。6 月 3 日、判決文には「特殊部落」という差別語は書かれていませんでしたが、検事の論告理由をほぼ受け入れ、2 人にはそれぞれ 1 年及び 10 ヶ月の懲役刑の判決が下されました。この裁判は、部落差別事件として問題になりました。

問題解決のため、青年が住んでいた被差別部落の水平社支部は全国水平社にこの事件を伝える電報を送りました。このころ、全国水平社は、部落差別を解消するために、水平社としてではなく、被差別部落大衆の代表者として活動する「部落民委員会活動」という闘争形態を取り入れようとしていました。この事件を聞いた全国水平社は、香川県に幹部を派遣して闘争を指導するとともに、被差別部落大衆全体の問題として全国に支援を求めていきました。

いわゆる「**解放令**」で廃止されたはずの封建的身分の存在を、公権力が改めて肯定した差別判決であると、全国の被差別部落の人々は憤激しました。そして、8 月に大阪天王寺公会堂で全国部落代表者会議が開かれ、また 10 月には差別判決取消請願行進が福岡から東京まで行われるなど、全国的な抗議行動が展開され、各地で判決の取消を訴えました。これには、自由法曹団^{じゅうほうそうだん}、日本労農弁護士団、社会大衆党なども協力しました。そして、司法当局は、この裁判でたまたま差別用語が表示されたことで物議を醸し融和事業に悪影響を及ぼすこととなったので、審理取調の際には誤解され非議される措置のないように配慮することを指示した次官通達を、各裁判所等に出しました。また、二人は刑期を残して仮釈放となり、論告を行った検事は転任させられました。

この事件を通じて、被差別部落の人々は部落差別の解消を強く訴え、水平社の活動は再び活発になっていきました。

本県では、ある村の演説会で演説を中止されたため騒ぎが起き、その時に立ち会っていた警察官が負傷したとして、多くの被差別部落の人々が逮捕される事件がおこりました。そして、それを契機に、県内における水平社の活動は衰退していきました。

戦後の憲法制定議会で、第 14 条（改正案では第 13 条）「**法の下での平等**」の審議が行われていたときに、この裁判を取り上げた質問が出されました。これに対し、司法大臣は、将来このようなことがないように取り扱っていきたい旨の答弁を行いました。

13 吉和中学校事件

1952(昭和27)年6月、広島県の吉和中学校で、ある教師が、2年生の社会科の授業で江戸時代の身分制度を取り上げました。

授業では、「賤民」の起源を平安時代の奴婢(※)か渡来人とし、「一般の民衆と何ら変わりはない」、「正しく知っておれば何でもなし」ことだから「悪口を言っはならない」、明治には四民平等となり、新憲法では国民は自由平等となったと語り、「お互いは皆血を等しくするもので、仲良く暮らさなければならぬ。」と結論付けました。

しかし、教師は学級に被差別部落の生徒が在籍していることを知らず、また、差別を目的に使用されている賤称語を伝えるだけでなく、身振りで示したり、知っている生徒に挙手させたりしたため、授業を受けたその生徒は学級の全員が自分を見ているように感じました。

そして、家に帰って親にこの授業のようすを話し、「居たたまれないから、あしたから学校へ行くのはいやだ。」と言いました。この話を聞いた被差別部落の青年は、この教師に抗議をしたのですが聞き入れてくれませんでした。

この教師は、更に3年生の社会科の授業で、同じような内容の授業を行いました。この時も、賤称語が教師の口から発せられるや否や、被差別部落の生徒は、みんなが自分の顔を見てあざ笑うかのような姿や指さすような態度をしたように感じました。

部落差別をなくそうと、前向きな姿勢を持って取り組もうとした授業でしたが、次のような問題点を持った部落差別事件として取り上げられました。

- 十分な教材研究がなされないまま授業を行っている。特に、賤民の起源を平安時代の奴婢、渡来人と伝えており、指導内容に基本的な誤りがある。
- 学級の仲間づくりができていない状態の中でこの授業が行われたため、一斉に級友の視線とささやきが被差別部落生徒に集中し、彼の心を深く傷つけた。
- 教師と生徒、特に被差別部落の生徒との間に人間関係・信頼関係が結ばれていなかった。また、地域の実態も把握しておらず、部落差別に対する認識が浅かった。
- 地域での暮らしの中で差別とは何かを明らかにし、矛盾を克服していくための力を育てなければならないのに、仲良くしていこうという観念的なまとめに終わっている。

この事件は、同和教育に貴重な教訓を数多く残しました。これを契機に同和教育の取組は全国に広がり、翌1953(昭和28)年には、被差別の側に立った教育創造の取組を進めようとする全国同和教育研究協議会が結成されました。

※奴婢：律令制における賤民

14 同和対策審議会答申

戦後の同和問題に対する国の施策は、厚生省が 1953(昭和 28)年に、被差別部落に隣保館を設置する経費の補助金を計上したのが始まりです。そして、1959(昭和 34)年度には、文部省が同和教育研究指定校事業を実施するなど、同和対策事業は少しずつ拡大されていきました。

しかしながら、それらは部分的な対策の域を出ず、総合的な対策を樹立することの必要性が認識されるようになり、民間からの要請も次第に高まる中で、国会においても同和問題の解決に向けた総合的な対策を講ずる必要があるとの議論が活発化していきました。

1960(昭和 35)年、同和対策審議会が設置され、内閣総理大臣の諮問事項である「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について審議を重ね、1965(昭和 40)年 8 月、内閣総理大臣に対してその方策を答申しました。これが「**同和対策審議会答申**」です。

答申の前文には、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。」「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べられており、その後の総合的な対策の重要性を明らかにしました。

そして、第一部に「同和問題の認識」、第二部に「同和対策の経過」、第三部に内閣総理大臣からの諮問に対する実質的な回答に当たる「同和対策の具体案」を示しています。

さらに、結語の「同和行政の方向」では、「特別措置法」の制定、同和対策長期計画の策定などの課題を挙げ、それらの実現を求めています。

この答申を受け、1969(昭和 44)年に「**同和対策事業特別措置法**」が制定され、これに基づき同和対策事業が総合的に進められました。以後、「**地域改善対策特別措置法**」(1982(昭和 57)年)、「**地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律**」(1987(昭和 62)年)が制定されました。

1996(平成 8)年 5 月、地域改善対策協議会は、これまで四半世紀にわたって続いてきた同和対策事業を特別対策事業(特別措置法に基づき同和地区、同和関係者に対象を限定した事業)から一般対策事業(対象を限定しない事業)に移行するとの大枠を示し、残された課題については法的措置を含めて検討する旨の答申を出しました。これを受けて翌年 3 月、「**地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律**」は一部改正され、以降 5 年間の法的措置が講ぜられました。そして、2002(平成 14)年 3 月 31 日にこの法律は失効し、同和対策事業は一般対策事業に移行、または廃止されました。

15 全国高等学校統一用紙

全国高等学校統一用紙（統一応募用紙）は、就職に際して、応募者の人権を守り、不当な就職差別が行われないようにというねらいから、文部省（現文部科学省）、労働省（現厚生労働省）、及び全国高等学校長協会の協議の下に書式が統一されたもので、1973（昭和48）年から使用されています。

それまでは、各企業が独自に作成した「社用紙」とよばれる応募用紙が使われていました。その中には、本籍、家族の職業、地位、学歴、住居状況などを記載させるものもありました。

こうした、応募者の職業上の適性や能力とは無関係なことがらに選考の根拠を求めることは、就職の機会均等を侵し、就職差別につながります。

「職業安定法」には、次のように規定されています。

第3条 何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業指導等について、差別的取扱を受けることがない。（以下略）

統一応募用紙は、これまでも何回か改定を重ねてきましたが、1996（平成8）年3月の改定では、「男・女」欄、「本籍」欄、保護者に係る「本人との続柄」と「年齢」欄、「家族」欄、「胸囲」欄及び「色覚」欄が削除されました。さらには、2005（平成17）年3月の改定で、「保護者氏名」欄が削除されました。

これは、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）への加入や「人権教育のための国連10年」の取組の開始、また、「高等学校生徒指導要録」の改訂、「学校保健法施行規則」の改正などの人権にかかわる社会の変化や国民意識の高まり等に適切に対応し、応募者の人権に配慮することを踏まえて行なわれたものです。

これにより、外国籍のため「本籍」（都道府県名）を記入することができないという問題点が解消されるとともに、本人の資質と関係のない不必要な情報が多く削除されることとなりました。そして、翌年度の新規高等学校卒業者から、新しい様式の統一応募用紙が使用されています。

本県の高等学校等では、関係機関と連携しながら企業に対して、統一応募用紙の使用や面接の質問事項に差別につながるおそれのある項目（本県では12項目）を含めないよう要請したり、生徒に対して差別につながるおそれのある質問には答えないよう指導したりするなど、就職差別の撤廃と公正な採用選考の実現に向けた取組を進めています。

しかしながら、面接時に家族構成や保護者の職業などの差別につながるおそれのある質問を行うなど、未だにこの趣旨を理解していない企業があります。

公正な選考が行われるよう、すべての教職員が統一応募用紙制定のいきさつや趣旨を十分に理解して指導に当たることが大切です。

16 えせ同和行為

えせ同和行為とは、「同和問題はこわい問題であり、避けたほうがよい。」という誤った意識に乗じ、同和問題を口実にして凶書等の物品の購入の強要などにより、企業、学校等に不利益を与えることにつながる行為のことです。

これらの行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付け、新たな差別意識を生む大きな要因となっており、これまでの同和教育や啓発の効果を大きく損なうものであり、部落差別解消への道に逆行するものです。

同和問題に対する正しい認識の欠如からくるその場しのぎの安易な妥協や恐怖心などから、不当な要求に応じる例も見受けられ、えせ同和行為の横行を許す背景ともなっています。

えせ同和行為を排除するためには、同和問題に対する正しい理解と、不当な要求をはっきり断る毅然とした態度が必要です。

対応の仕方については、次のことを参考にしてください。

具体的対応の要点

- 1 面談する場所は、自分の管理が及ぶ範囲内（例えば、自校（園・所）応接室等）とする。
- 2 対応は、担当者が行い、校（園・所）長を出さない。
- 3 対応は、必ず2名以上で行う。（弁護士の立ち合い、警察の待機）
- 4 相手方の氏名、所属団体、所在（場合により電話番号）等を確認する。
- 5 話の内容は、できるだけ録音するか、又は詳細に記録をとる。
関連していると思われる無言電話も、その時刻や時間、状況等を記録しておく。
- 6 相手の話はよく聞き、その趣旨、目的を明確にしておく。
- 7 言動には特に注意する。
 - (1) おびえず、慌てず、ゆっくりと応対し、無礼な態度を見せないよう注意する。
 - (2) 相手方の要求に応じるべきでないと考えたときは、要求に応じられないことを明確に答え、相手方に期待を抱かせる発言をしてはならない。
 - (3) 当初の段階で「申し訳ありません」「すみません」など、自らの非を認める発言をしてはいけない。
 - (4) 相手方が念を押したときは、自らの主張を繰り返す。
 - (5) 誤った発言をした場合は、その場で速やかに訂正する。
- 8 相手方の要求に即答、約束をしない。（いかなる場合でも署名、押印をしない。）
- 9 特別の事情がない限り、自ら相手方に電話をしない。その約束もしない。

17 登録型本人通知制度

登録型本人通知制度とは、各市町において事前に登録すると、本人の戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの証明書を本人の代理人や第三者に交付したとき、証明書を交付したという事実を本人へ通知する制度です。

戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの不正取得による個人の権利侵害の防止を図るために、2012（平成24）年から香川県内の全市町において実施しています。

このような制度ができた背景には、当時、調査会社の依頼を受けた司法書士等が法律で認められる権限を悪用して戸籍や住民票の写しを大量に不正取得し、その情報を売買していた事件の発生があります。不正取得された個人情報、暴力団担当の警察官への脅迫、交際相手やその家族への嫌がらせなどにも悪用されました。その他にも、本人が知らないうちに不正取得された個人情報が、結婚や就職の際の身元調査や高齢者世帯への詐欺、ストーカー行為などにも悪用されることも考えられます。登録型本人通知制度は、戸籍謄本等の不正取得に対する罰則の強化などを内容とする戸籍法や、住民基本台帳法の規制強化と相まって、こうした不正取得を防止するために導入されたものです。

不正取得は、調査会社など不正に個人情報を取得した人だけの問題ではなく、依頼する人がいるから発生するものです。依頼する人が、他人の人権を尊重していれば起こることはありません。自分自身の人権を守るためにも、他人の人権を侵害しないためにも、私たち一人一人が人権意識を高めることが大切です。

不正取得は誰にでも起こる可能性があります。様々な差別につながる身元調査やプライバシーの侵害、個人情報の不正利用などを防ぐためにも、この制度を利用することが大切です。誰かが自分の個人情報を取得したことが分かれば、不正取得の早期発見につながり、事実関係の早期究明が可能となります。併せて、不正が発覚する可能性が高まることから、不正請求を抑止する効果も期待できます。

現在、各市町において、登録する人々が増えてはいるようですが、まだまだ登録者の割合は低いようです。各市町では有効期間を廃止したり、申込書類の簡略化や郵送による申し込みを可能にしたりするなど、登録者を増やすための取組がなされています。

18 部落差別解消推進法

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）は、「部落差別」の名称を冠した初めての法律であり、部落問題の解決を初めて明記した法律で、2016（平成28）年12月16日に公布・施行されました。

法制定の背景には、未だに続く結婚や就職の際の身元調査や差別、インターネット上での同和問題に関する差別書き込みや誹謗中傷、差別を助長・誘発する情報の拡散などの差別事象が発生していることが挙げられます。これらの行為は、人を傷つけるだけでなく、差別を温存させるものであり、決して許されるものではありません。

この法律では、「現在もなお部落差別が存在する」ことを認知するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、基本的人権の享有を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないとの認識の下、部落差別の解消に関し、国及び地方公共団体の責務を定め、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

主な内容は以下のとおりです。

第一条（目的）

- 現在もなお部落差別が存在し、許されないものであること。
- 部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現すること。

第二条（基本理念）

- 全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとりすること。
- 部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めること。

第三条（国及び地方公共団体の責務）

- 国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、連携を図りつつ部落差別解消に関する施策を講じること。

第四条（相談体制の充実）

- 国及び地方公共団体は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図ること。

第五条（教育及び啓発）

- 国及び地方公共団体は、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発を行うこと。

第六条（部落差別の実態に係る調査）

- 国は、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うこと。

特に、第五条に関しては、部落差別を解消するための教育及び啓発をいかに具体化するかが喫緊の課題であり、全ての学校（園・所）において、発達段階や地域の実情に応じた同和問題学習の取組、教職員の同和問題に対する認識や理解、指導力の向上に向けた研修の実施・充実が求められています。

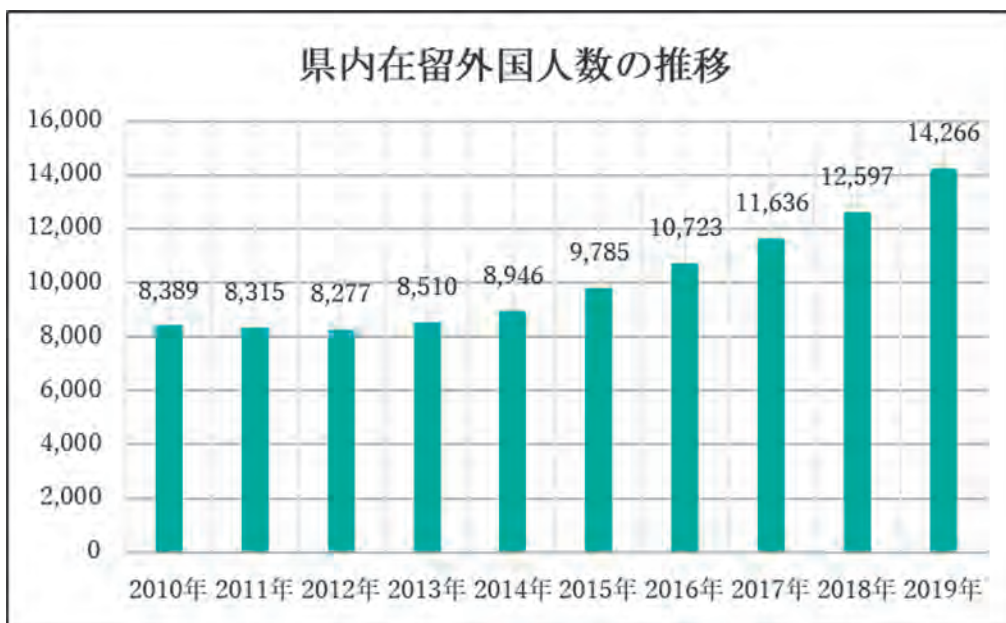
19 ヘイトスピーチ解消法

2009(平成21)年「**出入国管理及び難民認定法**」が改正され、外国人の出入国の管理のみでなく、在留中の管理も、在留カードによって、法務省が一元的におこなうことになりました。また、同時にそれまでであった「**外国人登録法**」を廃止して、外国人住民も住民登録を行い、市町村の行政サービスを受けることが可能になりました。

2019(令和元)年末時点での在留外国人の数は、約293万人(法務省)であり、現在の私たちの社会や経済の活動に密接に関係する存在です。

一方、特定の民族や国籍の人々に対して、一律に排除・排斥することをあおり立てたり、危害を加えようとしたり、著しく見下すような行為を行ったりする「ヘイトスピーチ」が発生しています。法務局人権擁護局によれば、ヘイトスピーチデモは2010(平成22)年前後から増加傾向にあります。近年では、インターネットによるデモ映像の拡散や、選挙(政治)活動と称し街頭活動を行う等の様々な手段が用いられています。

このような背景のもと、2016(平成28)年6月に「**本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律**」(「**ヘイトスピーチ解消法**」)が施行されました。この法律は、本邦外出身者に対する差別的言動を許さないことを宣言し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の整備、啓発活動等の基本的施策を定め、本邦外出身者に対する差別的言動の解消に向けた取組を推進するものです。2017(平成29)年に内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」において、ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動等を「知らない」と回答した人の割合は42.6%であり、ヘイトスピーチの問題が十分に国民に浸透していないことがうかがえます。法の趣旨に則り、学校において啓発活動等を積極的に行うなど、外国人の人権を課題の一つとして取り扱うことが引き続き求められています。



20 ハンセン病

ハンセン病は、かつて「らい病」とよばれ、古くは『日本書紀』にその病名を見出すことができます。この病気は遺伝病とされ、不治の病と誤解されていました。1873(明治6)年、ノルウェーのハンセン博士が「らい菌」を発見し、感染症であることが判明しました。そして、その後、感染力の弱い菌であることも明らかにされてきました。

しかし、政府は、ハンセン病は欧米諸国では罹患率が少ないことから、患者の存在を「国辱」ととらえました。そして、1899(明治32)年、欧米人の「内地雑居」の始まりに伴い、欧米人の目から患者を隠そうとする動きが見られるようになりました。1907(明治40)年には、「癩予防ニ関スル件」が制定され、社会的・経済的理由から治療のあてがなく放浪していた患者の収容を主な目的として、全国5カ所に公立療養所が設置されました。大島青松園はこのときに開設されました。

さらに、1931(昭和6)年、「癩予防法」の成立により、すべての患者が生涯にわたって隔離されることになりました。1941(昭和16)年には公立療養所は国に移管され、新たにつくられた国立療養所とともに、隔離政策が推進されました。そして、官民一体となって行われた「無癩県運動」も、ハンセン病に対する偏見・差別を助長しました。

1943(昭和18)年、アメリカで特効薬プロミンが開発され、さらに薬剤の開発や使用方法の工夫改善により、ハンセン病は完治可能な病気となりました。そして、世界では、早期発見・早期治療、その後の社会復帰を目指した療養施設への入院や従来からの外来治療の役割が一層重要なものとなりました。しかし、そのような世界の状況にもかかわらず、日本では、1953(昭和28)年、「癩予防法」をほぼ踏襲した「**らい予防法**」が制定され、回復者の社会復帰策や、それまで社会に植え付けられてきたハンセン病への恐怖や嫌悪感を打ち消す努力は行われませんでした。

こうした中、全国国立癩療養所患者協議会(全患協、のちの全国国立ハンセン病療養所協議会)を中心に、回復者の人々は「らい予防法」の誤りを継続的に訴え続け、1996(平成8)年「らい予防法」はついに廃止されました。

その後、回復者の人々は、熊本をはじめとして、岡山や東京などで「らい予防法」の違憲性の認定と隔離政策に対する国家賠償を求める訴訟を提訴し、2001(平成13)年5月の熊本地方裁判所の判決を受け、国は控訴断念を決定、翌2002(平成14)年1月30日、全面的な和解が成立しました。また、2009(平成21)年4月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。さらに、2019(令和元)年6月に熊本地裁で出されたハンセン病家族に国の賠償責任を命じる判決を国が受け入れ、同年11月には「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行されました。

香川県の「大島青松園」を含む全国の療養所では、隔離政策等の差別を二度と繰り返さないために、歴史を後世へ伝えていくことが課題となっています。

21 拉致問題

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で姿を消しました。日本の当局による捜査や、亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件の多くは北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。日本政府は、北朝鮮による拉致被害者として、これまでに17名を認定していますが、この他にも拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識のもと、捜査・調査を続けています。

2002(平成14)年9月に北朝鮮が日本人拉致を初めて認め、同年10月に5名の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、未だ北朝鮮から安否に関する納得のいく説明はありません。残された被害者たちは、今なおすべての自由を奪われ、北朝鮮に囚われたままの状態、現在も救出を待っています。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的問題であり、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

2006(平成18)年6月に「**拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律**」が制定され、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(*)と定めています。この1週間には、拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害への解決を訴えるための様々な取組が実施されています。また、同法の趣旨等を踏まえ、2011(平成23)年4月に、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が一部変更され、同基本計画に掲げる個別の人権課題の中に「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されました。

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」

この法律は、2006(平成18)年6月に成立し、同月から施行されています。この法律では、北朝鮮当局による人権侵害問題についての国民の理解を深めるとともに、人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的とすること、及び国や地方公共団体の責務などを定めています。

* 2005(平成17)年12月16日、国連総会本会議において「北朝鮮の人権状況」決議が採択されたことから、この週に定められています。

人権教育・啓発における基本計画(2002(平成14)年決定、2011(平成23)年変更)で、人権課題の一つとして「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」が取りあげられています。

香川県教育委員会では、アニメ「めぐみ」を活用した学校向け指導資料「拉致問題の解決に向けて」を各学校に配布するとともにホームページ上に掲載しています。



アニメ「めぐみ」

1977(昭和52)年、当時中学1年生だった横田めぐみさんが拉致された事件を題材に、内閣官房拉致問題対策本部が制作した25分のドキュメンタリー・アニメ。2008(平成20)年に、全国の公立小・中学校、高等学校、特別支援学校等に配布されました。また、2019(令和元)年に、15分の短縮版が作成されました。

22 世界人権宣言と人権週間


国際連合は、1948(昭和23)年12月10日の第3回総会において、世界における自由、正義及び平和の基礎である基本的人権を確保するため、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」を採択しました。30の条文で成り立っており、分かりやすい言葉で表現すると次のようになります。

- ① 誰もがみな、生まれながらにして自由であり、平等
- ② 差別の禁止
- ③ 生命に対する権利
- ④ 奴隷制度の禁止
- ⑤ 拷問の禁止
- ⑥ どこに行っても、権利は存在
- ⑦ 法の下に平等
- ⑧ 法律によって守られる人権
- ⑨ 不当な拘束の禁止
- ⑩ 裁判を受ける権利
- ⑪ 有罪と証明されない限りは無罪
- ⑫ プライバシーの権利
- ⑬ 居住移転の自由
- ⑭ 安全に暮らせる場所を求める権利
- ⑮ 国籍を持つ権利
- ⑯ 結婚および家庭生活の自由
- ⑰ あなた自身の所有物への権利
- ⑱ 思想の自由
- ⑲ 自分の意見を持ち表明する自由
- ⑳ グループを結成する自由
- ㉑ 民主政治を求める権利
- ㉒ 社会保障を求める権利
- ㉓ 労働者の権利
- ㉔ 休息を持つ権利
- ㉕ 衣食住の権利
- ㉖ 教育を受ける権利
- ㉗ 著作権
- ㉘ 自由で平等な世界
- ㉙ 権利や自由を守る責任
- ㉚ 誰からも奪われることのないあなたの人権


また、1950(昭和25)年12月4日の第5回総会においては、世界人権宣言が採択された日である12月10日を「人権デー」と定め、全ての加盟国及び関係機関が、この日を祝賀する日として、人権活動を推進するための諸行事を行うよう、要請する決議を採択しました。

我が国においては、法務省と全国人権擁護委員連合会が、同宣言が採択されたことを記念して、1949(昭和24)年から毎年12月10日を最終日とする1週間(12月4日から同月10日まで)を、「人権週間」と定めており、その期間中、各関係機関及び団体の協力の下、世界人権宣言の趣旨及びその重要性を広く国民に訴えかけるとともに、人権尊重思想の普及高揚を図るため、全国各地においてシンポジウム、講演会、座談会、映画会等を開催するほか、テレビ・ラジオなど各種のマスメディアを利用した集中的な啓発活動を行っています。学校においても、人権週間に合わせて人権学習の成果を発表する取組等がなされています。

資 料 編



人権・同和教育に関する資料を掲載
しました。



人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

香川県人権教育・啓発に関する基本計画（抄）

香川県人権教育基本方針

香川県同和教育基本方針

人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]【概要】

香川における同和教育・人権教育のあゆみ

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に係る基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

(平成12年12月6日公布)

香川県人権教育・啓発に関する基本計画（抄）

1 はじめに

21世紀は、「人権の世紀」と言われています。これには、二度の世界大戦や冷戦後の各地の局地紛争、経済開発の優先による地球規模での深刻な環境破壊・環境汚染等により人類に多くの災いをもたらした20世紀の経験を踏まえ、全人類の幸福が実現する時代にしたいという全世界の人々の願望が込められています。

人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。人権は、すべての人間が人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、何よりも大切なものです。この人権の尊重こそが、すべての国々の政府とすべての人々の行動基準となるよう期待されています。

我が国の人権状況を見ると、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもとに、人権尊重主義は次第に定着しつつあると言えます。しかし、国内外から、公的制度や諸施策そのもののあり方に対して人権の視点からの意見があるほか、公権力と国民との関係や国民相互の関係においてさまざまな人権問題が存在すると指摘されています。また、社会の複雑化、人々の権利意識の高揚、価値観の多様化等に伴い、従来あまり問題視されなかった分野においても、各人の人権が強く認識されるようになってきました。

本県においては、学校や職場はもとより家庭や地域のあらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進するとともに、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題等の個人人権課題の解決に積極的に取り組み、県民の人権尊重意識の高揚に努めてきました。しかし、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、不当な差別等の人権侵害がなお存在しており、近年の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴い、新たな人権問題も生じています。

このような人権問題が存在する要因としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的な意識、物の豊かさを追い求め心の豊かさを軽視する社会的風潮、社会における人間関係の希薄化の傾向等が挙げられますが、その根底には、一人一人に人権尊重の理念、すなわち、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重しあうこと（人権共存の考え方）」についての正しい理解がまだまだ十分に定着したとは言えない状況があることが指摘されています。

すべての個人が自律した存在として、それぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会を実現するためには、一人一人が人権尊重の理念について正しく理解することが重要であり、そのために行われる人権教育・啓発の果たす役割は極めて大きいと言えます。

なお、人権教育・啓発は、一人一人の意識の問題に帰着するものであり、本来社会を構成する人々の相互の間で自発的に取り組まれるべきものです。しかし、さまざまな人権問題が存在する本県の現状にかんがみれば、人権教育・啓発に関する施策の推進について責任を負う県は、自らその積極的推進を図り、他の実施主体とも連携しつつ、県民の努力を促すことが重要です。

本県では、このような認識に立ち、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

2 人権をめぐる動き

(1) 国際社会における取り組み

世界平和を希求して1945（昭和20）年10月に創設された国際連合は、1948（昭和23）年12月に「世界人権宣言」を採択し、その第1条で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と全世界に表明しました。

それ以降、国際連合は世界人権宣言の理念を実効性のあるものとするため、「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「障害者の権利宣言」等の多くの人権に関する条約や宣言を採択するとともに、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」等の国際年を定め、人権が尊重される世界の実現をめざして取り組んできました。

一方、人権教育の重要性の高まりを受け、1974（昭和49）年11月の第18回ユネスコ総会において「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」が採択されました。また、1993（平成5）年6月、世界人権宣言採択45周年を機にこれまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題や今後進むべき方向を協議することを目的としてウィーンで開催された「世界人権会議」では、人権教育の重要性が強調されました。これを受けて、1994（平成6）年12月の第49回国際連合総会では、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、各国において人権教育を積極的に推進するよう行動計画が示されました。

また、2004（平成16）年12月には国連総会が、全世界的規模で人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のための世界計画」を2005年に開始する宣言を採択しました。第1フェーズ2005～2009（平成17～21）年は初等中等教育に焦点を当て、第2フェーズ2010～2014（平成22～26）年は高等教育における人権教育及び公務員、法執行者、軍関係者への人権研修に焦点を当て、世界各国が計画の実施に取り組んでいます。

(2) 国における取り組み

我が国は、1947（昭和22）年5月に施行された日本国憲法において「自由権」、「法の下での平等」、「社会権」等の基本的人権を保障するとともに、国際連合が採択した「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」等の国際人権諸条約を締結し、人権尊重社会の形成に努めてきました。

「人権教育のための国連10年」に関しては、1995（平成7）年12月に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1997（平成9）年7月には国内行動計画が策定されました。

また、1996（平成8）年5月の地域改善対策協議会の意見具申等を踏まえ、1997（平成9）年3月に「人権擁護施策推進法」が施行されました。同法では、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務が明記されるとともに、これらの施策の推進に関する基本的事項を調査審議するための「人権擁護推進審議会」の設置が定められました。

同審議会は、1999（平成11）年7月に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」、また、2001（平成13）年5月に「人権救済制度の在り方について」関係大臣に対して答申を行いました。

さらに、2000（平成12）年12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。同法では、人権教育・啓発に関する国、地方公共団体及び国民の責務が明記され、また、人権教育・啓発に関する基本的な計画の策定が国に義務づけられました。そして、2002（平成14）年3月、同法に基づく国の基本計画が策定され、2011（平成23）年4月には、基本計画の一部を見直し、「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されました。

基本計画では、人権教育に関する取り組みの一層の改善・充実が求められており、それを受けて「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次～第三次〕」が2004～2008（平成16～20）年に示され、人権教育の推進が図られています。

2009（平成21）年には「人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について」が公表され、この調査結果を参考に、人権教育の取り組みの一層の充実が求められています。

(3) 本県における取り組み

本県では、1972（昭和47）年に策定した「香川県長期振興計画」や引き続き策定した「香川県県民福祉総合計画」、「香川県21世紀長期構想」において、社会福祉の増進、生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実等に向けた取り組みを行ってきました。

また、1998（平成10）年3月に知事を本部長とする「香川県人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1999（平成11）年3月には、本県における人権教育の基本方針と施策の方向を示す「人権教育のための国連10年」香川県行動計画」を策定しました。

2000（平成12）年6月には、21世紀最初の10年間の県政運営の基本指針となる「香川県新世紀基本構想」を策定しました。

また、2011（平成23）年10月に、新たな香川づくりに向けて、2011（平成23）年度から5年間の県政運営の基本指針となる「せとうち田園都市香川創造プラン」を策定しました。このプランでは、「元気の出る香川づくり」、「安心できる香川づくり」、「夢と希望あふれる香川づくり」を基本方針に、「せとうち田園都市の創造」をめざすこととしています。このうち、「安心できる香川づくり」を構成する施策体系の柱の1つとして、「人権尊重社会の実現」を掲げており、まず、人権啓発の推進に関しては、「あらゆる機会と媒体を活用した啓発の推進」、「企業における啓発活動の支援」、「特定の職業に従事する者に対する研修の充実」、「えせ同和行為の排除」に、人権・同和教育の推進に関しては、「学校における人権・同和教育の推進」、「社会教育における人権・同和教育の推進」に努めるとともに、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、HIV感染者等の「個別の人権課題に対応した人権教育・啓発活動の推進」に積極的に取り組んでいます。

3 計画の基本的考え方

(1) 計画策定の趣旨

本県においては、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進するとともに、個別人権課題に積極的に取り組んできましたが、不当な差別等の人権侵害がなお存在しています。また、社会経済情勢の変化により、新たな人権問題も生じてきており、より一層効果的な取り組みが求められています。

また、地方分権の推進に伴い、県は、国や市町等との新たな関係を構築するとともに、限られた財源をもとに、自己決定と自己責任の原則に立ち、県民のニーズ、地域の実情、緊急性等に応じた独自の施策を効率的に展開することが求められています。

さらに、近年、県民の県政への参加意識が高まってきており、人権教育・啓発の分野においても、情報公開はもとより、政策立案過程における県民参画、実施過程におけるボランティア団体やNPO法人等との協働が求められています。

本県では、これらの課題を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本基本計画を策定します。

(2) 計画の基本的理念

この計画は、県民一人一人が、学校や職場はもとより家庭や地域のあらゆる場において実施される人権教育・啓発を通じて、人権尊重の理念、すなわち、人権共存の考え方について正しく理解することにより、人権が尊重される社会を構築し、すべての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会の実現をめざすことを基本的理念とします。

(3) 計画の性格

- ① 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に関する本県の基本計画として、中長期的展望に立って、今後の人権教育・啓発の基本方針と施策の方向を定めるものであり、国の基本計画の趣旨を踏まえたものです。
- ② 「せとうち田園都市香川創造プラン」との整合性を保ち、本県の他のさまざまな施策に関する諸計画に対しては、人権教育・啓発に係る基本的計画としての性格を有するものです。
- ③ 「人権教育のための国連 10 年」香川県行動計画」を踏まえ、より充実した内容のものとするものです。

4 人権教育・啓発の推進

(1) 人権教育・啓発の意義と目的

① 人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており（同法第3条）、人権尊重の精神が正しく身につくよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育と社会教育を通じて推進されます。

学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現をめざして、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性等を培う教育活動を組織的かつ計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていきます。

また、社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクル（生涯過程）における多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていきます。

こうした学校教育と社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、さまざまな課題等について学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが重要です。

② 人権啓発

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し（「人権教育及び人権啓発の推進

に関する法律」第2条)、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としています(同法第3条)。すなわち、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除いたものであり、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることを目的としています。

(2) 人権教育・啓発の現状と課題

① 人権教育

本県では、学校や地域社会等におけるあらゆる学習の場を通じて、人権教育に取り組んでいます。

学校教育においては、人権教育に関する種々の研修を通じて教職員の資質向上を図りつつ、学習用指導資料の配布や、人権教育の実践に対する指導助言等を通じて、学校での人権教育の推進に努めています。各学校においては、幼児児童生徒一人一人を大切にされた教育を進める中で、家庭や地域社会、校種間の連携を図りながら、社会科をはじめとする各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間等で、発達段階に応じて、人権の意義や大切さを教えるとともに、さまざまな人権課題についての正しい理解とその解決に向けた学習を行っています。また、人権集会での意見発表、障害者や高齢者との交流活動等の実践的取り組みも多くの学校で実施されています。

しかし、学校での人権教育については、その内容や手法が、ともすると知識・理解の面にとどまる傾向があるため、豊かな人権感覚が十分には育ちにくいこと、教職員の人権尊重理念についての認識を更に高める必要があること等の課題が指摘されています。

社会教育においては、人権問題の解決に向け、一人一人の人権意識を高めることができるよう、学校や家庭・地域社会との連携を大切にしながら、公民館等での研修講座の開催や各地域における人権講演会の実施、研修資料や各種パンフレットの配布等を行うことにより、家庭や地域社会の人々に対する人権教育の推進に取り組んでいます。指導者育成についても、社会教育指導者等に対する研修を通じて、その資質向上に努めています。また、家庭は子どもの人権意識を育てる上で非常に重要な場であることから、幼・小・中学校等の保護者に対して、人権教育に関する家庭用指導資料を配布するなど、家庭教育の支援に努めています。

しかし、近年、人権問題の複雑化・多様化が進む中であって、更に総合的な推進が必要となっていること、知識伝達型の傾向が見られる研修内容について改善の必要があること等の課題が指摘されています。

② 人権啓発

(3) 人権教育・啓発の基本的あり方

人権教育・啓発は、人権尊重社会の実現をめざして、憲法や教育基本法等の国内法、人権関係の国際条約等に即して推進していくべきものであり、その基本的あり方としては、計画策定の趣旨等を踏まえると、次のような点を挙げることができます。

① 発達段階に応じた創意工夫

人権教育・啓発に当たっては、人権の意義や重要性が知識として確実に身につく、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身につくようにしていくことが極めて重要です。このため、対象者の発達段階に応じながら、その対象者

の日常生活の経験等を具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要があります。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるよう努める必要があります。

② 効果的な手法の採用

人権教育・啓発の手法については、法の下での平等、個人の尊重といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重の理念についての理解が深まっていくものと考えられます。この両者に十分配慮しながら、人権教育・啓発を進めていく必要がありますが、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身につけることができるように働きかける必要があります。

③ 多様な機会の提供

人権教育・啓発は、県民の一人一人の生涯の中で、学校や職場はもとより家庭や地域のあらゆる場を通じて実施されることにより効果を上げるものと考えられます。従って、人権教育・啓発の各実施主体は、人権に関する多様な学習機会を県民に提供することが重要です。

④ 県民参加の促進と行政の中立性の確保

人権教育・啓発は、本来社会を構成する人々の相互の間で自発的に取り組まれるべきものであり、県民一人一人が自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解を深めるよう努める必要があります。このため、人権教育・啓発の推進に当たっては、県民の主体的な参加を促進するとともに、その内容はもとより実施の方法等においても、県民から幅広く理解と共感を得られるよう、行政の主体性や中立性を厳に確保することが重要です。なお、人権教育・啓発は、県民一人一人の心のあり方に密接にかかわる問題であることから、行政はもとより民間団体等においても、押しつけにならないように十分留意する必要があります。

⑤ 実施主体間の連携

人権教育・啓発は、さまざまな実施主体によって行われています。今日、人権問題がますます複雑化・多様化する傾向にある中で、これをより一層総合的かつ効果的に推進していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体がそれぞれの役割と責任を踏まえた上で、相互に有機的かつ補完的な関係を構築できるよう連携を強化することが重要です。

⑥ 評価を踏まえた取り組み

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、取り組みの必要性や有効性等を客観的に評価し、次なる取り組みに反映させることが重要です。

また、差別意識の解消に向けた教育・啓発に当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえることが重要です。

⑦ 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の強化

公務員、教職員、警察職員等の人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者は、人権尊重の理念を十分理解した上で、それぞれの業務に当たる必要があります。従って、人権教育・啓発の推進に当たっては、これらの者に対する研修等の取り組みを強化することが重要です。

(4) 人権教育・啓発の推進方策

① 人権教育

人権教育は、学校教育と社会教育のあらゆる場を通じて、相互の密接な連携のもと、総合的かつ計画的に推進されなければなりません。このため、県教育委員会では、2003（平成15）年3月に、これからの人権教育推進の指針として、「香川県人権教育基本方針」を策定しました。今後、この基本方針に基づき、人権教育の積極的な推進に努めます。

ア 学校教育における人権教育

学校教育においては、学校（園・所）における推進体制を確立するとともに、人権教育を教育計画に位置づけた上で、保育や各教科、道徳、特別活動等の特質に配慮しながら、これまでの同和教育の成果を生かしつつ、次のような基本的な考え方のもと、教育活動全体を通じて推進します。

(7) 理解・認識の深化と意欲・態度の育成に向けた指導の充実

人権についての理解と認識を深め、人権を尊重する意欲や態度を育成するため、指導内容や方法の充実に努めます。そのため、学校（園・所）においては、人権課題の当事者による講演会や人権フィールドワークをはじめとする、人権の意義やさまざまな人権課題の理解に役立つ学習活動を取り入れたり、ボランティア活動や参加型学習等の主体的に取り組む参加体験型学習を導入するなど、多様な教育実践の推進に努めます。また、日常生活の中の不合理を敏感に感じ取る感性や、人権尊重の気持ちが態度として自然に現れるような豊かな人権感覚を育てる指導法の開発に努めます。さらに、これらの取り組みを促進するため、指導資料を整備するとともに、学校（園・所）に対する実践事例及び学習教材等の情報提供や、その活用についての指導助言を行います。

(イ) 人権意識の基礎の育成に向けた指導の充実

人権意識を身につけるための基礎を培うため、人権尊重の視点に立った教育指導や学校運営の充実に努めます。そのため、学校（園・所）においては、自己をかけがえのない存在として認識する中で、人権がすべての人に保障され、尊重されなければならないということを認識できるよう、自尊感情の育成に向けた支援のあり方についての工夫や、いじめや仲間はずれ等のない、相互の違いも含め認めあうことのできる仲間づくりを進めます。また、個に応じた学習指導や、一人一人の人権を大切にしたい学校運営を通じて、安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりを推進します。

(ウ) 地域社会等との連携の強化

社会奉仕活動等の多様な体験活動や、地域の人々との交流機会の充実等を通じて、人権教育を効果的に推進するため、地域社会との連携の強化を図ります。また、学校（園・所）においては、家庭における人権教育の重要性を示しながら、家庭の協力のもとに人権教育を推進できるよう、保護者との連携に努めます。さらに、幼児児童生徒の発達段階を考慮しながら、適時性・系統性を踏まえた一貫性ある指導が行えるよう、保・幼・小・中・高・特の連携を推進します。

(エ) 大学等における人権教育への協力

大学等においては、人権尊重の理念についての理解を更に深め、それまでの教育の成果を確かなものとするのが重要です。また、大学等は、社会のさまざまな分野での人材養成を担っているという観点からも人権教育の一層の充実が求められています。このため、大学等の自主的判断により、法学教育等のさまざまな分野において、人権教育に関する取り組みに一層の配慮がなされるよう、

情報提供等の協力を努めます。

(カ) 教職員研修の充実

すべての教職員は、人権尊重の理念に関する十分な理解と認識をもつとともに、幼児児童生徒に対する人権教育の実践的指導力を身につける必要があります。そのため、人権や人権問題についての知識・理解を深める研修や、指導方法等に関する研修の充実に努めます。

(カ) 評価の実施

講座内容等に関する参加者からの意見・感想の集約や、幼児児童生徒の変容の把握、教職員間での授業研究等を通じて実践に対する評価を行い、今後の取り組みに反映させます。

イ 社会教育における人権教育

社会教育においては、生涯学習の視点に立ち、人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、すべての人が豊かな人権感覚を身につけることができるよう、次のような基本的な考え方のもと、人権教育を推進します。

(ア) 理解・認識の深化と意欲・態度の育成に向けた学習の充実

人権についての理解と認識を深め、人権を尊重する意欲や態度を育成するため、学習内容や方法の充実に努めます。そのため、知識・理解のみにとどまらず、差別をなくし人権を尊重する姿勢が身につくよう、公民館等での講演会や現地での学習会等のほか、ボランティア活動等、主体的に取り組む体験活動を取り入れた学習の推進に努めます。

また、日常生活において、人権尊重意識に基づく態度や行動が無意識のうちに現れるよう、人権感覚を育成する学習プログラムの開発に努めます。そして、効果的な学習方法や実践事例及び指導資料等について市町等に情報提供を行うとともに、その活用についての指導助言を行います。

(イ) 人権意識形成のための家庭教育の充実

家庭は、幼児期における自尊感情の育成や子どもの成長過程における人権意識の形成のために重要な場であることから、家庭教育の充実に努めます。保護者が差別や偏見を許さないという姿勢を子どもに示すことは特に重要であるため、保護者に対する学習機会の充実や、家庭用指導資料の整備、家庭教育に役立つさまざまな情報の提供に努めます。また、父親の家庭教育への参加促進や、保護者等に対する子育ての不安や悩みについての相談体制の充実等を図ります。

(ウ) 多様な学習機会の提供

県民の主体的な参加を促進するため、身近な課題や地域の実情に応じたテーマを取り入れたり、社会奉仕活動等の体験活動や参加体験型学習、人権に関する行事等の企画運営に携わる参画型の学習を導入するなど、学習内容を創意工夫することにより、多様で魅力ある学習機会の提供を図ります。

(エ) 国や市町等との連携の強化

各実施主体の協力関係のもと、施策を総合的かつ効果的に推進するため、国や市町及び社会教育団体との連携に努めます。また、地域の実態に応じた人権教育を進めるため、学校（園・所）・家庭・地域間の連携を促進します。

(オ) 指導者の養成と資質向上

地域社会における人権教育の推進は、指導者に負うところが大きいことから、研修講座や指導資

料等の充実を図ることにより、指導者の養成と資質向上に努めます。

(カ) 評価の実施

講座内容や運営方法に関する、参加者からのアンケートによる意見・感想の集約等を通じて、実践に対する評価を行い、今後の取り組みに反映させます。

② 人権啓発

5 個人権課題への対応

(1) 女性

(2) 子ども

② 施策の方向

ア 子どもの人権についての理解と認識の促進

また、学校教育と社会教育を通じて、憲法や教育基本法の精神に則り、人権尊重の意識を高める教育の一層の推進に努めるとともに、子どもの社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から、社会体験活動や自然体験活動等を積極的に推進します。

イ 子どもへのあらゆる暴力の根絶

また、被害を受けた子どもに対する救済・保護を目的とした相談体制の強化に努めます。特に、児童虐待については、子ども女性相談センターや西部子ども相談センターの機能の充実を図るとともに、保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関や地域住民が一体となってネットワークを構築し、早期発見や子どもの安全確保を最優先にした対応に努めます。また、再発を防止するため、虐待を受けた子どもの心のケアや、虐待を行った保護者等に対するカウンセリングの充実を図ります。

ウ いじめ問題の解決

いじめ問題についての教員に対する研修をさらに充実するとともに、児童生徒や保護者等が気軽に悩みを相談できるよう、スクールカウンセラー、24時間いじめ電話相談等教育相談体制の一層の充実を図ります。

また、学校、家庭、地域社会が連携し、児童生徒が、なかま意識や自分を大切にする気持ちを育てるために、さまざまな体験活動や集団活動の機会や場の提供に努めます。

エ 青少年の健全育成の推進

また、地域の中で心豊かでたくましい子どもを育てるため、家庭・学校・地域や関係機関・団体がともに連携し、一体となって、地域の大人みんなで積極的に子どもたちと関わり、はぐくむ県民運動を展開します。

さらに、携帯電話やインターネット等による青少年の有害情報対策など、香川県青少年保護育成条例の適切な運用を図り、家庭・学校・地域や関係機関・団体が一体となって青少年を取り巻く社会環境の浄化の促進や非行防止に関する啓発活動の充実努めます。

(3) 高齢者

② 施策の方向

ア 高齢者の人権についての理解と認識の促進

また、学校教育においては、高齢化の進展を踏まえ、教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の課題に関する理解を深め

るための教育を推進します。

(4) 障害者

② 施策の方向

ア 障害者の人権についての理解と認識の促進

また、学校教育においては、障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流活動を通じて、児童生徒、保護者及び教職員等に対する啓発活動を推進するとともに、障害者に対する理解や、福祉の問題等に関する理解を深めるための教育を推進します。

(5) 同和問題

② 施策の方向

イ 学校教育・社会教育を通じた取り組みの推進

学校教育及び社会教育を通じて、同和問題の解決に向けて幼児児童生徒の発達段階や地域の実態等に応じた人権教育の内容の充実を図るとともに、同和問題に対する保護者の正しい理解と認識を深めるための保護者啓発の充実を図ります。

(6) 外国人

② 施策の方向

ア 外国人の人権についての理解と認識の促進

また、学校教育においては、教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持つ人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図ります。

(7) ハンセン病回復者・H I V感染者等

② 施策の方向

ア ハンセン病回復者・H I V感染者等の人権についての理解と認識の促進

また、学校教育においては、ハンセン病回復者やH I V感染者等に対する偏見や差別意識の解消を図るため、これらの感染症に関する正しい知識を身につけるための教育を推進するとともに、そのための教職員研修や指導資料の充実に努めます。

(8) 犯罪被害者等

(9) インターネットによる人権侵害

② 施策の方向

また、学校教育においては、情報に関する教科等において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについての理解を深めるための教育を推進します。

(10) その他

以上の課題のほかにも、私たちの社会には、次のような人権課題が存在しており、また今後、社会情勢の変化に伴う新たな人権課題にも適切に対応する必要があることから、このような各種の人権課題についての正しい理解と認識を深めるよう、それぞれの状況に応じた教育・啓発に努めます。

① アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道に先住していた民族であり、アイヌ語をはじめとする独自の文化や伝統を有

しています。アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は着実に向上してきてはいるものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められているほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題があります。

② 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更生意欲があっても、人々の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰をめざす人たちにとって現実には厳しい状況にあります。

③ 同性愛者、性同一性障害者

人の恋愛・性愛が同性に向かう同性愛者や男女両方に向かう両性愛者に対しては、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です。

また、生物学的な性（身体の性）と性の自己認識（心の性）が一致せず、社会生活に支障がある性同一性障害者は、周囲の心ない好奇の目にさらされたり、不当な差別を受けている場合があります。

④ 北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、生命と安全に関わる重大な問題です。

⑤ ホームレス

自立の意思がありながら、やむを得ない事情で公園、河川、道路、駅舎その他の施設で日常生活することを余儀なくされた人が存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、嫌がらせや暴行を受けるなどの人権問題が起っています。

⑥ 人身取引

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する問題です。

⑦ 東日本大震災に伴う放射線被ばくについての風評被害

原子力発電所事故による放射性物質の外部放出に伴い、周辺住民が避難先において風評に基づく差別的取扱いを受けるなどの事態が発生しています。

6 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取り組みが不可欠です。

本県では、「人権教育のための国連 10 年」香川県行動計画に基づき、公務員、教職員、警察職員等の人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等を実施してきましたが、今後も、研修プログラムや研修教材の充実を図るなど、取り組みの強化に努めます。

(1) 公務員

(2) 教職員

教職員は、学校教育のあらゆる場を通じて、人権を尊重する意欲や態度を身につけた子どもを育成するという役割を担っています。

このため、すべての教職員が、人権問題についての深い認識と人権教育に関する高い指導力のもと、人権尊重の精神に根ざした学校教育を展開できるよう、県教育委員会においては、参加体験型学習等の効果的な手法を取り入れた研修会の開催や各種指導資料の整備等を通じて、教職員研修の充実に努めます。研修内容

については、いじめ等の人権にかかわる今日的課題の解決に向けた学習機会を設けたり、教職員一人一人が子どもの人権に配慮した行動や適切な対応を行っていくための内容を取り入れるなど、その充実に努めます。また、県の関係課や市町教育委員会においても、人権問題に関するさまざまな研修会等を実施しています。

各学校（園・所）においては、子どもの実態に即し、全教職員の協力体制のもと、学校が一体となって人権教育を推進し、人権尊重の考えに立った行動がとれる子どもを育成できるよう、校内研修の充実に努めます。

- (3) 警察職員
- (4) 消防職員
- (5) 保健・医療関係者
- (6) 福祉関係者
- (7) マスメディア関係者
- (8) その他

以上の者のほか、弁護士や司法書士等の人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者についても、それぞれの関係団体等における人権教育・啓発の取り組みの充実が図られるよう、情報の提供等に努めます。

7 計画の推進

(1) 庁内の推進体制の充実

人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、「香川県人権・同和政策本部」を中心とした関係部局の緊密な連携のもとに本基本計画を推進します。また、関係部局は、本基本計画の趣旨を十分に踏まえて、その所掌に属する施策に関する実施体制の整備・充実に努めるなど、その着実かつ効果的な実施を図ります。

(2) 国や市町等との連携・協力

人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、国、市町、公益法人、民間団体、企業等との連携のもとに本基本計画を推進します。

また、本基本計画の趣旨を実現するためには、県民一人一人の理解と協力が必要不可欠であることから、本基本計画の趣旨が広く県民に浸透するよう、さまざまな機会をとらえてその周知を行います。

(3) 計画の見直し

本県の人権をめぐる諸状況、人権教育・啓発の現状、県民の意識等について把握するよう努めるとともに、社会経済情勢の変化等に適切に対応するため、必要に応じて本計画の見直しを行います。

(平成 15 年 12 月 15 日、平成 25 年 12 月 24 日改正)

香川県人権教育基本方針

世界人権宣言は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたい、自由や権利の保持が人類普遍の原理であることを明らかにした。そして、世界中で、人権を守るための様々な取組が行われる中、人権教育の重要性の高まりを受け、「人権教育のための国連10年」が決議された。

我が国でも、日本国憲法において、法の下での平等を掲げ、自由権や生存権、教育を受ける権利、勤労の権利等の基本的人権の享有をすべての国民に保障することを明記し、これまでも様々な施策が講じられてきた。しかしながら、今なお、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、H I V感染者やハンセン病元患者等に関する人権侵害など、様々な人権課題が依然として存在している。さらに、国際化、情報化などの社会の急激な変化に伴い、新たな人権侵害も発生している。

これらの課題解決を通じて、真に人権が尊重され、差別のない社会を実現するためには、私たち一人一人が、人権や人権問題について、自らのこととして真摯に考え、積極的に行動することが必要である。そして、その取組を通じて人権尊重の精神を一つの文化にまで高めるよう努めなければならない。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育の推進が強く求められる中、すべての人が生涯にわたり、人権についての理解と認識を深め、人権を尊重する意欲や態度を身に付けていくために、教育の果たす役割は一層、重要となっている。

以上のような観点に立って、香川県教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法にのっとり、また、同和教育がこれまで積み上げてきた成果を生かしながら、人権尊重意識の高揚を図ること、及び人権課題の解決と人権が尊重される社会の実現をめざす実践力に富む人間の育成を目的として、学校教育と社会教育のあらゆる場を通じて、次のように人権教育を推進する。

1 人権を尊重する意欲や態度を育成する教育の推進

一人一人が、人権問題の解決を自らの課題としてとらえ、人権が尊重される社会の実現に向け、課題解決のために積極的に行動しようとする実践力を身に付けることができるよう、主体的に取り組む体験活動を取り入れた学習などを実践しつつ、人権尊重への高い意欲や積極的な態度の育成をめざして、人権教育を推進する。

2 人権についての理解と認識を深める教育の推進

一人一人が、豊かな人権感覚をもち、人権や人権問題についての的確な思考力、判断力を身に付けることができるよう、人権の意義や様々な人権課題に関する学習などを実践しつつ、人権についての正しい理解と認識の深化をめざして、人権教育を推進する。

3 人権意識の基礎を培う教育の推進

自分の大切さを自覚し、誇りをもつことが、人権意識の形成に大きく寄与することから、自己をかけがえのない存在として認識する中で、人権がすべての人に保障されていることについての理解を深めることができるよう、相互の違いも含め認め合うことのできる仲間づくりや、一人一人の人権を大切にされた教育を実践しつつ、人権意識を身に付けるための基礎を培うことをめざして、人権教育を推進する。

人権教育の推進に当たっては、学習者や地域社会の実態に配慮しつつ、学校教育と社会教育の密接な連携、及び国・市町等との有機的な協力関係のもと、積極的かつ計画的に取り組むことが重要である。そして、指導方法の改善や実践に対する評価、教職員・社会教育関係職員等への研修及び指導者の養成などを通じて、その一層の充実・発展に努めなければならない。

(平成 15 年 3 月 26 日)

香川県同和教育基本方針

日本国憲法は、すべての国民に、教育を受ける権利・勤労の権利等の基本的人権の享有を認めるとともに、すべての国民は、法の下に平等であることを保障している。

しかし、同和地区においては、今なお、これらの基本的人権が完全には保障されておらず、社会的に低位の状態におかれている実情にある。このような事実が存在している限り、我が国における民主主義の確立はあり得ない。同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる極めて深刻にして重大な社会問題である。

この問題を早期に解決するには、国及び地方公共団体がその責務として必要な施策を講ずるとともに、すべての国民が同和問題を正しく認識し、国民的課題として積極的に取り組まなければならない。

教育においては、差別をしない、差別に負けない、差別を許さない、強い信念をもった人間を育成するための施策を講ずるとともに、同和地区の教育的・文化的水準の向上を図る施策を推進することによって、同和地区に対する心理的差別及び実態的差別の解消に努め、もって同和問題の根本的な解決を期さなければならない。

香川県教育委員会は、以上の観点にたつて、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、同和対策審議会答申の趣旨に基づき、次のように同和教育を推進する。

1. 学校教育における同和教育の推進

学校教育にあつては、人権尊重の精神に徹し、偏見や不合理な差別を解消し、真の民主的社会を実現していく意欲と実践力をもった人間を育成することを目指して、全教職員の同和教育に対する正しい認識と共通理解の下に、学校におけるすべての教育活動を通じて積極的に同和教育を推進する。

その具体的展開の過程においては、幼児・児童・生徒の発達段階や、地域の実態等を考慮の上、適切な指導を行うものとする。

特に、同和地区の幼児・児童・生徒に対してはその発達と教育の機会均等が妨げられてきたことを十分認識し、教育諸条件の整備を図り一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすよう努めるとともに、進路指導の一層の充実を図る。

2. 社会教育における同和教育の推進

社会教育にあつては、人権尊重の高い自覚をもち、今なお存在する不合理な差別を解消していこうとする意欲と実践力をもった人間の育成を目指し、青年・婦人・成人を対象とする各種学級・講座等、社会教育のあらゆる機会に積極的に同和教育を推進する。

その具体的展開の過程においては、地域の実態を正しく認識し適切な指導・助言を行うものとする。

特に、同和地区にあつては、住民自らが、社会的・経済的・文化的水準を向上し得るよう、各種講座等の開設、並びに自主的・組織的な教育活動の推進等、社会教育活動の一層の充実を図る。

3. 市町教育委員会における同和教育の推進

市町教育委員会にあつては、教育行政において、同和教育についての正しい認識の上において主体的・積極的に同和教育を推進する。

その具体的な展開の過程においては、地域の実態を把握し、十分な配慮に基づいた教育が推進されるよう留意する。

4. 同和教育指導者の育成

学校・社会・家庭における同和教育を推進するために、同和問題に関する深い認識と理解と実践力を身につけた熱意ある指導者を計画的に養成し、積極的な教育活動が推進されるよう努める。

5. 同和教育に関する研究と研修の充実

学校・社会・家庭における同和教育に関する研究と研修を組織的・継続的に行い、同和教育の一層の充実を図る。

(昭和50年10月24日)

人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕【概要】

(平成20年3月 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議)

☆人権教育のさらなる充実を求める機運が高揚している

○「人権教育の指導方法等の在り方について」

* [第一次とりまとめ (平成16年6月)]; 「人権教育とは何か」についてわかりやすく提示

* [第二次とりまとめ (平成18年1月)]; 指導方法等の工夫・改善のための理論的指針を提供

⇒ [第三次とりまとめ]; 第二次とりまとめが示した理論の理解を深めるため、具体的な実践事例等の資料を収集・掲載 【「指導等の在り方編」と「実践編」の2編に再編】

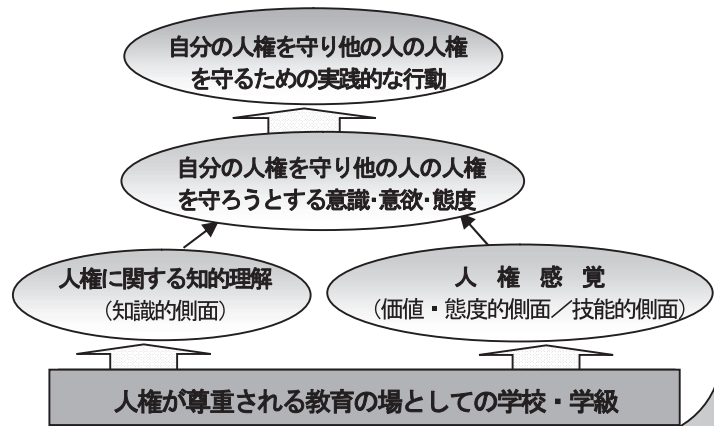
指導等の在り方編

第Ⅰ章 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方

人権教育の目標

児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること。

【人権教育を通じて育てたい資質・能力】



第Ⅱ章 学校教育における人権教育の指導方法等の改善・充実

第1節 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携

1. 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進
2. 学校としての組織的な取組とその点検・評価
3. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携

第2節 人権教育の指導内容と指導方法

1. 指導内容の構成
2. 効果的な学習教材の選定・開発
3. 指導方法の在り方

第3節 教育委員会及び学校における研修等の取組

1. 教育委員会における取組
2. 学校における研修の取組

実践編

「指導等の在り方編」の理解を助ける43の実践事例等

I 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携【事例1~9】

- 全体計画及び年間指導計画の例
- 学校としての取組の点検・評価の取組例
- 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間連携の取組例

など

II 人権教育の指導内容と指導方法【事例10~30】

- 人権に関する知的理解に関わる指導内容の構成例
- 人権感覚の育成に関わる指導内容の構成例
- 効果的な学習教材の選定・開発の例
- 児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫例
- 「体験」を取り入れた指導方法の工夫例
- 児童生徒の発達段階を踏まえた指導方法の工夫例

III 教育委員会及び学校における研修等の取組

【事例31~43】

- 各学校の成果に関する情報発信の取組例
- 効果的な研修プログラムの例

など

香川における同和教育・人権教育のあゆみ

令和3年3月現在

年代	香川の動き		全国の動き等	
	月日	主なできごと	月日	主なできごと
1946(昭21)			10. 9	男女共学実施について指示
1948(昭23)	4. 1 -. -	香川県立盲学校・聾唖学校、香川県立盲学校及び香川県立聾学校に分離独立 香川県中央児童相談所開設		
1949(昭24)	4. 1	香川郡附打村立弦打小学校に県内初の障害児学級設置		
1952(昭27)	3. 16	香川県立宇多津学園(知的障害児施設)設置		
1953(昭28)	-. -	香川県立亀山学園(児童養護施設)設置	5. 6	全国同和教育研究協議会総会開催
1954(昭29)			11. 1	四国地方同和教育研究協議会結成
1958(昭33)	11. 1	香川県立ひかり整肢学園設置		
1959(昭34)	4. -	同和教育指定校(文部省)を1校指定	4. -	文部省、同和教育研究指定校予算計上
1960(昭35)			8. 13	「同和对策審議会設置法」公布
1961(昭36)	1. 21 11. 16	香川県同和教育研究協議会発足 香川県立養護学校開校		
1962(昭37)			3. 31	「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」公布
1963(昭38)	4. -	同和地区生徒の就学奨励費補助事業開始	12. 21	「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」公布
1965(昭40)			8. 11	「同和对策審議会答申」
1969(昭44)			7. 10	「同和对策事業特別措置法」公布
1970(昭45)			5. 21	「心身障害者対策基本法」公布
1972(昭47)			4. -	中学校社会科教科書に初めて同和問題に関する記載
1973(昭48)			-. -	全国高等学校統一用紙制定
1974(昭49)	4. 1	香川県立普通寺養護学校開校	4. -	小学校社会科教科書に初めて同和問題に関する記載
1975(昭50)	4. 1 10. 24	香川大学教育学部附属養護学校開校 「香川県同和教育基本方針」策定		
1977(昭52)	4. 12	香川県立香川東部養護学校開校		
1979(昭54)	4. 1 4. - 4. 1 4. 1	香川県同和对策本部設置 香川県教育委員会同和教育課設置 香川県立香川西部養護学校開校 香川県立養護学校が香川県立香川中部養護学校、香川県立高松養護学校に分離独立		
1981(昭56)	5. 10	第1回サンサン祭り開催		
1982(昭57)			3. 31	「地域改善対策特別措置法」公布
1983(昭58)	8. 18	第1回社会同和教育指導者養成講座開催		
1985(昭60)	4. 1	香川県立香川丸亀養護学校開校		
1986(昭61)	-. -	いじめ電話相談室開設	2. 4	「公立学校における帰国子女在籍状況等に関する調査結果」発表
1987(昭62)			3. 31	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地对財特法)公布
1989(平 1)	-. -	中学校で技術・家庭科の男女共修開始		
1990(平 2)	11. - -. -	同和教育推進の指針・同和教育実践上の努力事項作成 かがわ長寿大学開校		
1993(平 5)			12. 3	「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正
1995(平 7)	4. 1	香川県同和教育進路促進委員会設置		
1996(平 8)	3. 26 7. -	「香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例」制定 香川県教育委員会同和教育推進本部設置	10. 9 12. 26	小学校用エイズ教育ポスター作成・配布 「人権擁護施策推進法」公布
1997(平 9)			5. 14 7. 4	「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」公布 「人権教育のための国連10年」国内行動計画 策定
1998(平10)	11. 20	人権教育啓発映画「旅立ちの夏」完成		
1999(平11)	3. 19 3. - 11. 27	「香川県個人情報保護条例」制定 「人権教育のための国連10年」香川県行動計画 策定 第51回全国人権・同和教育研究大会香川県大会開催		
2000(平12)	2. 1 6. -	「学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する方針について」を通知 「香川県新世紀基本構想」策定	12. 6	「人権教育及び人権啓発に関する法律」公布
2001(平13)	3. -	社会同和教育ビデオ教材「子どもからのメッセージ」制作		
2002(平14)	3. - 4. 1 4. 1 6. 1	「香川県同和行政推進計画」策定 香川県教育委員会同和教育課、人権・同和教育課に改称 香川県教育委員会同和教育推進本部、人権・同和教育推進本部に改称 香川県人権・同和政策本部設置	3. 15 3. 31	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地对財特法)の終了
2003(平15)	3. 26 4. 16 5. 13 12. 15	「香川県人権教育基本方針」策定 香川県人権啓発展示室開設 香川県人権・同和教育研究協議会へと名称変更 「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」策定	5. 30	「個人情報の保護に関する法律」公布
2004(平16)			6. -	「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次とりまとめ]」公表
2005(平17)			4. 1	「発達障害者支援法」の施行

年代	香川の動き		全国の動き等	
	月日	主なできごと	月日	主なできごと
2006(平18)			1. -	「人権教育の指導方法等の在り方について〔第二次とりまとめ〕」公表
2008(平20)			3. - 6. 27	「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」公表 拉致問題啓発アニメ「めぐみ」を各学校へ配布
2009(平21)			7. 29	全国同和教育研究協議会(全同教)の名称から全国人権教育研究協議会(全人教)へと変更
2012(平24)	4. 24	「ありのままの姿を大切にできる教職員であるためにー性同一性障害を正しく理解するー」の配布		
2013(平25)	3. 5 12. 24	学校向け指導資料「拉致問題の解決に向けて」を通知・配布 「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」の一部改正		
2014(平26)	12. 6	第66回全国人権・同和教育研究大会香川県大会開催	6. 13	「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について」の通知
2015(平27)			4. 30	「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知
2016(平28)			4. 1 4. 1 6. 3 8. 1 12. 16	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の施行 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」の通知 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)の施行 「発達障害者支援法」の改正 「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)の施行
2017(平29)			2. 14	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)」施行
2019(令1)	8. 25 11. ~	丸亀レインボーバレード*中四国初 夜間中学ニーズ調査	11. 22	「ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行
2020(令2)	1. 1 1. 13 3. ~ 4. 1 8. 17	三豊市パートナーシップ宣誓制度開始 拉致問題を考える国民の集い in 香川 コロナ禍のため、学校行事・研修会等が中止や内容変更 高松市パートナーシップ宣誓制度開始 「NO コロナハラスメント」啓発キャンペーン開始	3. ~ 5. ~ 5. 24 6. 19	新型コロナウイルス感染症のため学校一斉休校 コロナ禍のため偏見・差別頻発 BLM(ブラック・ライブズ・マター)運動が起こる 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会が実現するための施策の推進に関する法律」施行 部落差別の実態に係る調査結果報告書公表
2021(令3)	1. 1	東かがわ市パートナーシップ宣誓制度開始	3. -	「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕 策定以降の補足資料」公表

人権・同和教育教職員ハンドブック
みんなですすめる人権・同和教育

平成 16 年 3 月 発行

平成 21 年 3 月 改訂

平成 29 年 3 月 改訂

令和 3 年 3 月 改訂

編集・発行 香川県教育委員会

印 刷 株式会社 アイモス

